

6. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

【対応区分D】 210件

※意見が多数寄せられたため、これらの意見に対する本県の考えからについては、まとめて回答させていただきますので、ご了承ください。

※同趣旨の意見については、まとめて公表しておりますので、上記件数と下表の整理番号は一致しません。

※一人の方から同じ内容の意見が複数提出されている場合、1件として計上しています。

No.	意見に対する考え方
1~199	<p>・たいへん貴重なご意見ありがとうございました。ご意見に対しご説明させていただきます。</p> <p>【本県の「やす」の考え方について】</p> <p>・長崎県漁業調整規則第45条の規定（遊漁者等の漁具漁法の制限）は、遊漁者と漁業者との調整や資源保護を図る目的から定められたものです。当条文に規定する「やす」とは把持（しっかりと持つ）刺突する漁具、すなわち目的物を突き刺したときに柄が掌中から離脱せず、かつ発射装置を有していないものであり、「やす」で採捕可能な水産動物は、緩慢な動作のものに限られる（日本漁具・漁法図説、著者：金田禎之）ことから、資源の保護培養上又は漁業調整上、支障がないものと本県は判断し、平成16年に遊漁者等が使用できる漁具漁法に追加したものです。</p> <p>・一方、弓・鉄砲・ばね投射器、ゴム等の発射装置により投射して刺突する漁具である「もり」については、以前より漁業者が漁業を営むために使用している実態があり、遊漁者にまで「もり」の使用を認めると、水産上有用な種であるハタ類やイシダイ類等の採捕が可能となり、これらの魚種を漁獲対象としている漁業者の生産活動に影響を及ぼし、漁業調整問題を引き起こす恐れがあるため使用を認めていません。また、発射装置により投射して刺突する「もり」の使用は禁止である旨を県のホームページに掲載して従来から周知しているところであり、県へのお問い合わせにおいてもゴムの弾力により瞬時に先端部が飛び出すものは発射装置を有する漁具と判断され「やす」の範疇に含まれないことを説明させていただいております。</p> <p>・したがって、今回の改正は規制を強化するものではなく、「やす」の定義を明確にするとともに、本県ホームページやチラシで周知してきた内容を規則上に明記するものであることをご理解ください。また、「やす」の定義を明記するものではございますが、既に一部の遊漁者が「ゴム付きの刺突漁具」を使用している実態があることや、「ゴム付きの刺突漁具」が本県において使用禁止であることが十分に周知できていない面がありますので、改正にあたっては、釣具店等へのポスター掲示や広報誌への掲載等により丁寧な周知活動を行い、当規定が広く関係者にご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>

【遊漁者の漁具漁法の制限の趣旨について】

・ 本県の漁業調整規則第45条（遊漁者の漁具漁法の制限）は、水産資源や漁業者の生産活動に大きな影響を与えることがないように遊漁で使用することができる漁具や漁法を制限しているものです。今回の改正の趣旨は前述のとおりで、遊漁を軽視したものではないことをご理解いただきたく、定められたルールの中でマリンレジャーを楽しんでいただきますようお願いいたします。

【改正に至った原因について】

・ トラブル発生状況の一例として、遊漁者がゴム付き刺突漁具を使用した採捕行為を行っており、それを現認した漁業者の通報により取締機関が状況確認を行ったが、本県における「やす」の定義が規則に明記されていないため、ゴムを発射装置と認識しているのか等の根拠が不十分と判断され、違反行為が行われていたとしても検挙できないため指導にとどめた事例があります。このような事例は県内各地で発生しており、その後も本県解釈において違反と判断されるゴム付き刺突漁具を継続して使用している者がいることから、今後も漁業者との間で問題が生じ、拡大する可能性があります。

1~
199

・ こうした者の行動は、漁業者との漁場を巡る調整問題を引き起こすばかりでなく、航行中又は操業中の漁船との衝突や巻き込み事故等の重大な危険性をはらむ行為でもあります。このような状況を本県は重く受け止め、こうしたトラブル事例の県内他地区での発生状況を調査したところ、類似の事例が急速に増加していることが判明し、令和元年度は2件だったものが令和3年度は報告を受けているだけで12件と増加しています。

さらに、魚突きによる漁業者の生産活動への影響について、漁業者の貴重な収入源となるクエやイシダイ等の高級魚を狙って採捕している遊漁者もあり、各地の漁業者が稚魚を放流して資源回復に取り組んでいる定着性のクエなどの生息場は限られているため、漁業者が資源保護の一環で設定した稚魚の保護海面や周辺の漁場が脅かされることを懸念しています。

・ 今回の規則改正はトラブルの防止による海面利用上の秩序維持を目的に行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

No.	ご意見の概要
1	<p>やす(ゴム、バネ、その他発射機構を含む)とあるが、ヤスは最低限ゴムは許可にしてもらいたい。ヤスにゴムをなしにすると危険なヤリになってしまい意味をなさなくなる。漁師が遊魚者を嫌がり、嫌がらせとしてヤスを禁止にしたいのはわかるが、一体誰が魚に餌を与えてるのか??魚突きは、根こそぎ魚を取る釣りより獲物を選んで行なっている。魚釣りが良いのに、ヤスを用いた遊魚に嫌がらせをする意味がわからない。長崎県は地方からスピアフィッシング目的で車客も多く、ヤスにゴムすら禁止となるとどうなるのか想像してもらいたい。また私自信船舶1級保有者として、スピアフィッシングは余程の事がなければ岸から近い浅い沖合で遊ぶものであり、漁師は暗礁が怖くて行わないようなところで実施するため、トラブルの原因は獲物に対する嫉妬であると推測する。漁師は自分の怠慢を遊魚者にぶつけるのではなく、正々堂々と自分の腕で生計を立ててもらいたい。</p>
2	<p>やすに対してゴムの使用を許可していただきたいです。魚突きは漁師さんがターゲットにしてるような魚は取らずに細々とルールを守って遊んでいます。潜ってる人間を見て「あっ！密猟だ！」と思考停止でなるような界限なので、条例に基づいて遊んでいるというのを漁協の方々には理解していただきたいです。</p>
3	<p>まず、トラブルが起きたため改正を検討とあるが、トラブルの詳細が明記されぬままパブリックコメントを募集するのは無茶だと思う。公平な目で意見が言えない。私の知り合いは長崎県で魚突きをレジャーとして楽しんでいて、漁師からひどく怒られたと聞いた。脅されたそう。そもそもこの人間性に対して、疑問も恐怖も感じる。果たしてこの改正でそれがなくなるのだろうか。おそらく、こっそりと魚突きをする人が増えて、事故が起きたり、より大きなトラブルが増えると思われる。諸外国でも魚突きは立派なレジャーとして広く認められている。そもそも魚たちは回遊しているものなのに、なぜレジャーとしての魚突きがダメで、漁師が認められるのか意味がわからない。魚突きなんて、現状のルールでも大した量はとれない。海は漁師のものなのか。明らかに漁師だけに有意なルール改正。おそらくけどこの改正を通すと、長崎県への観光客数も影響が少なからずある。今一度考え直す方がいいと甘々。</p>
4	<p>当該条文について改正前は「やす、は具」となっておりますが、改正後は「やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)」となっております。文言通りに解釈すると、今回の改正により日本に広く普及している遊漁者が使用するゴム付き手鉈が使用できなくなります。一般に、手鉈で捕獲する水産物は、漁業権がついていない魚類であり、一部、生け簀等で養殖している漁業組合を除き、天然の魚類には漁業権がついていないため漁業者の所有物ではありません。ゆえに、本改正は漁業権のついていない水産資源の捕獲を制限するものであり、他の都道府県の条例と比べても明らかにいきすぎた制限です。遊漁者の夏のレジャーを奪う改悪であり断固反対します。今回の改正は、海の資源を全て自分のものだと勘違いしている漁業組合に忖度したのでしょうか。海は漁業者のものではありません。みんなのものです。当然漁業権がついている水産物を密漁することは違法であり、漁業者の生活を脅かすあるまじき行為です。もしそうした行為が横行しているのであれば、従来通り、海保と連携して取り締まれば良いだけの話です。貝類や藻類、タコなどを捕獲する手段として一般的に使用されない「やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)」の使用を禁止する本改正案は、漁業権がついていない魚類を、遊漁の範囲内でルールを守り捕獲している県民が、捕獲手段としてゴム付きのやすを使用する自由を奪う悪法であり、もしこの改悪が通るのであれば、行政の政策に心底がっかりします。お願いですからこのような改悪はやめてください。私たちの夏の楽しみを奪わないでください。改正の再考を切に願います。</p>
5	<p>鉈の規制は強化する必要はない</p>

6	<p>下記の理由により条例変更反対します。1. レジャーの一環として海遊びができなくなる。2. 漁業者トラブルは主にアワビ、サザエなど密猟者と勘違いをした漁師が通報する場合をトラブル事例として記録があると認識している。3. 漁師が行う底引き網や延縄など稚魚までを採ってしまう乱獲の方を規制すべき4. 豊富な海域を有する長崎県を訪れる海遊び、魚突き訪問者が少なくなり、その拠点となる宿、観光を行う事業者などの事業がうまくいかなくなる。漁業者の生活は守られるのに、レジャー事業者の生活は守られないのは公平でない。5. レジャー規制を行うより、温暖化による磯焼け、海藻の変化などについて目を向けるべき。漁業者がこの海の状況をきちんと理解し、海遊びをする人達と協力して環境保全を行うべき。</p>
7	<p>ゴム無し反対！ルールを作って魚突き文化を残して下さい！</p>
8	<p>長崎県でのゴムを使用するのヤス禁止を撤回していただきたい。</p>
9	<p>新たに、やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)が追加されているがゴムが無いやすで魚は突けなくなるのは反対です。自分含めて観光で長崎を訪れ魚突きをする人達が長崎に来る理由が無くなってしまいます。しっかりとこれまでの漁業規則には守ってきたのでなんとか変わらずにいて欲しいです。</p>
10	<p>ゴムを使ったヤスの使用禁止に反対します。私の暮らす伊豆大島でも、近年魚突きが全面禁止になりました。島にあった海をテーマにしたゲストハウスは潰れ、島内に住んでいた魚突き愛好家も島を続々と離れて行きました。私も、引っ越しを検討しています。長崎県においても、これから同様のことが起きると思われます。地域資源を活かした地域の活性化に向けて、今回の漁業者と遊漁者のルールの厳格化が妥当とは思えません。再考をお願いします。</p>
11	<p>スピアフィッシングを行う遊漁者と漁業者との間で起きているトラブルの内容と件数の実際が、スピアフィッシングを行う遊漁者の権利を大きく侵害するような規制とするに足るものなののでしょうか。釣り等の遊漁者に比べ、圧倒的に少数であるスピアフィッシングを行う遊漁者に対して厳しすぎる改正であり、そのような改正には反対です。</p>

12	断固反対です。採決されたら長崎には行きません。
13	改正規則45条について遊漁の取り締まりは海で遊ぶことへの取り締まりと同義だと思います。
14	3年前から魚突きを始め、もともととしていた方に意見を聞きながら、条例を調べてしていました。こういう事ならないように、魚突きに行けば袋一枚分のゴミを拾ったりしています。ゴム禁止になれば実質魚突き禁止なので、せめてゴムまでは使えるようにしてあげてください。僕自身長崎県に魚突きに行く事はないですが、出来る場所が減ると悲しいです。
15	改正に反対します（他、同趣旨11件）
16	ヤス、モリについての明記に関する変更ですが、そもそもスピアフィッシングによる年間の漁獲量は如何程のものなのでしょうか？数値として出されていますか？私はスピアフィッシングを趣味として楽しむ者ですが、そもそも愛好家と呼べる人間は周りにも数えるほどしかいません。それに対し、岸でも船でも朝から晩まで釣りを楽しむ釣り客による漁獲量は比較にならないほど(感覚的にはケタが違う)いることをどう考えていらっしゃるのでしょうか。さらに、釣りは不可抗力とは言え海底に頻繁にハリ付きのルアーやテグスを残置する可能性が非常に高い遊びです(釣り客に対して、根がかりで仕掛けを切って残置した経験があるかないか尋ねてみてください)。そういった負荷を「海を楽しむ方法の一つとして」許容している現状に対し、絶対数も環境負荷も限りなく少ないスピアフィッシングに対しての規制を強めていく姿勢は、話し合いを前提とした行政ではなく、圧力(漁協関係でしょうか)に対してのガス抜きをする矛先を、「声の小さな弱者に向けている」ととられても仕方ないように思えます。これを機に、逆に発射装置付きであろうとなかろうと自由に海を楽しめる環境づくりをし、豊かな海を文字通り肌で感じられるスピアフィッシングを見直すきっかけにさせていただけるよう、働きかけていただきたいです。
17	過去の番組にはなりますが、黄金伝説の濱口優さんを見て育ちました。漠然とカッコいいな。という気持ちでずっといました。この数年、海外のスピアフィッシングの大会動画等を見てスピアフィッシングの楽しさを改めて感じました。まだやり始めて間もない趣味ですが、安全管理をしっかりと行えるよう動画も揃えて趣味として漁業権に抵触しない範囲で遊んでいます。この条例が通ってしまうとただでさえマイナースポーツで肩身の狭いスピアフィッシングがさらに衰退していってしまうと思います。漁師さん側の意見の方が圧倒的に多く、我々の意見は微々たるものだと思いますがもう少しご調整願いませんか。

18	<p>広島県に住んで島根県で魚突きを楽しんでいる者です。改正された法律になってしまうと現在魚突きを楽しんでいる人はほとんど出来なくなってしまいます。長崎県は魚突きのメッカです。そんな県が実質魚突き禁止みたいな法令にしまうと、他の県でも魚突きが出来なくな？可能性があるとあります。海はみんなのものだと思うのですが漁師さんばかりを最優先にし、楽しみを奪うような改正はどうかと思います。漁師さんに何か言われたら素直に帰りますしトラブルになった事ありません。今一度考え直していただけたら嬉しいです。</p>
19	<p>漁業の方の意見も分かりますが、個人として趣味の範囲で家族を楽しませる満足させるために法に触れないよう楽しんでいます。確かに昔の固定概念で貝を採ったりしていた方もいますが、そこを守りさえすれば楽しんで海を共有できると思います。人類が与えられた資源を漁連の人達だけが占領されても困ります。自分で採った獲物を自分で食する楽しみを奪わないでほしいです。ゴムありのヤスを規制しないでほしいです。酸素ポンベを使用している訳では無いので自分たちにも限界があります。一個人の意見として参考にしてください。</p>
20	<p>改正概要1に記載のある「やす」ですが、漁業を本職としている人たちが使用しているのではなく、マリレジャー、特に観光目的や、子供の食育・教育の目的のために使用していることが多いです。その点を長崎県は、改正概要1を読むと、理解しているように思えますが、上記にて記載したとおり、観光客や子供の食育・教育という観点からは、これからの長崎県をつくっていく未来の資産と考えます。いくら漁業者とのトラブルがあるからと言って、「やす（ゴム付きのもり）」の使用を禁止することは強行すぎます。長崎県の未来のことを考えると禁止するのではなく、他の方法にすべきだと思います。禁止することは簡単ですが、他の代替案を検討されたのでしょうか。「もり」では子供でも簡単に魚を獲ることが難しいです。ですが、「やす」だと、子供にも獲りやすいです。自然豊かな長崎県で「やす」を使用して魚を獲ることを娘も楽しみにしています。改正概要について再度の検討をお願いします。</p>
21	<p>親戚の家が五島にありまして年に数回、楽しみに行っています。魚も美味しく海も綺麗で好きなのですが魚突き禁止になるのは寂しく感じます。密漁やマナーの悪い人も居るとは思いますが、トリガーのような器具や水中銃は禁止でいいと思いますが、おかずを突くような魚突きは地元民の楽しみや子供たちや未来の漁師の育成にもいい影響とは思えません。昨今魚離れが進むなか更に魚から遠ざけるような条例には賛成しかねます。</p>

22	小学生の息子は毎年吉岐島で魚つきを楽しみにしています。もちろん取った分は食し、無駄にはしません。そういった個人の楽しみ、学びのレベルにまで規制が及ぶのは納得できません。
23	長崎観光に行くたびに楽しみにしているので、できれば改正せず今のままを続けてほしいです。
24	私は3歳息子と5歳娘の育児をしている母です。子どもたちにはたくさんの経験を経て大人になって行って欲しいと願っております。その一つに、「自然と共存」もあります。私たちは現在大阪に住んでおり、身近に自然があまりなく、地方でできる魚取りや山遊びなどの体験はとても貴重だと考えております。あまりにも自然の中での規制が厳しくなると子どもたちの体験がどんどんインターネットメインになってしまい、本当に大事なものが伝えられなくなります。親としてはとても危機感を持っております。ルールが必要なのは重々承知しております。しかし、子どもたちの未来も踏まえて考えていただけるととても嬉しかと思います。ぜひ、よろしくお願いします。
25	やす（ゴム。ばねその他の発射装置を有するものを除く。）について、明記することを反対します。漁業者と遊漁者のトラブルを余計に招くものだと思います。この文書からはゴムが付いてるといけないと勘違いする漁業者が出てきます。実際に沖縄県ではほとんどの漁業者がゴムの付いてるやすを使用してはいけないと勘違いしており、ゴム付きやすを持っているとトラブルになります。同じようなトラブルが長崎県で多発するでしょう。まだ改正前の方がよろしいかと思えます。
26	趣味で魚突きしてて漁業をしてる方には邪魔にならないようにしてるのでゴムの使用を禁止にしないで下さい！
27	改正案に関して、意見させていただきます。当方、趣味でスピアフィッシングを楽しんでおります。泳いでいる魚のみを対象としており、ウニ、鮑、サザエ、伊勢海老等の禁止されている物を密漁することは決してありません。この度の改正案を拝見したところ、ゴム等の発射装置の有するやすの使用を禁止する項目が追加されており、大変残念です。スピアフィッシングはやす一本で魚と対峙するスポーツであり、乱獲などをするものではありません。また、スピアフィッシングをする際、漁業者の邪魔になる行為などをしない様、気をつけております。安全対策も行っており、やすにはフロートを繋ぎ、漁業者及び船の航行へ当方の存在を示しながら行っております。ルールを守らず、密漁をしている人がいるのも理解しておりますが、ルールを守ってスピアフィッシングをしている人に対して寛大であって欲しいと考えます。どうかご理解をしていただき、改正案からやすに対する項目を削除して頂きたいです。よろしくお願い致します。

28	<p>「【改正概要】 1 遊漁者等の漁具、漁法の制限の明確化（第 45 条）」の文章中に、「「やす」などの刺突漁具を用いて魚類等を採捕するスピアフィッシングが広まりつつあり、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している。」との記述がありますが、海産魚類は漁業者だけのものではなく、漁業者以外（遊漁者）も享受する権利を有するものではないでしょうか？ また、釣りは認められて、発射装置？を有する「もり」が認められない明確な理由が全く示されていません。そもそも、釣りは釣れる魚を選べず、幼魚を釣りすぎたり、外道と呼ばれる魚たちは、そのまま殺されて放置されている状況をよく目にします。これこそ水産資源の無駄の極みではないでしょうか？それに対して、「もり」で魚を突く場合は、将来の水産資源のことを考え幼魚を突くことはありません。そのような状況であるのに、「もり」での遊漁を目の敵にする理由を明確にさせていただきたい。単に感情論で、禁止にしたいとしか思えません。「もり」を禁止にすること自体を是非やめてもらいたい。</p>
29	<p>自然と人との繋がりを無くさないように、子供たちへの教育の為に、このような規制が出来ると、人と自然との繋がりが薄れてしまいます。私の友達のしている宿では、お客さまに、自ら獲った魚を振る舞うということや、ゲストや子供達と一緒に魚を捌いたりという経験をさせてくれています。個人で獲る量はたかが知れています。魚や海の生物の生態系を崩すような事はありません。そういった経験を除外してしまうような規制の方がよっぽど私達にとって損害が大きいと思います。ぜひそのような規制はしないで頂きたいです。</p>
30	<p>ゴム付き魚突きを禁止するのは反対です。それを売りに宿の営業をしている人がたくさん居ます。また食料をそれで得ている人がたくさん居ます。</p>
31	<p>水産資源の保護の為、規制を作るのは必要で 概ね賛成であります。 ゴムによる ヤスの使用禁止は、反対です水中銃形状の物は、もちろん禁止ですが子供の頃から親しんだものであります。また次の世代の海に対する 体験の記憶の機会を減らさないで欲しいです。魚釣りなどの海面上と素潜りの海中経験は、大違いと考えます。故郷の海の記憶は、海中の素晴らしい景色にあると思います。それこそが未来の海を守る次世代の原動力になってゆくと信じます。むしろ子供たちや観光客にもっと自然の海を経験して欲しいです。漁業者のみの観点より 観光 故郷といった県全体の視点から判断して欲しいです。</p>

32	<p>ゴムでの銛突きは釣りと同じ趣味であり、自分が食べる分だけの捕獲しかしておりません。漁師の漁場とわかるには絶対立ち入らないようにしています。潜る前近くの漁業関係者に一声かけ入るようにしているためトラブルは基本ありません。よく漁師が船で寄ってきて生態系を壊すから魚がとれなくなると言われますがそういう人に限ってタバコをポイ捨てしたりするのをよく見かけます。自分が都合のいいように言っているようにしか聞こえません。自分は潜る際は海底のゴミ拾いも実施しています。このような状況もあるということを理解していただけたらと思います。</p>
33	<p>安易な規制をせず、関係各所に十分に意見を聴く必要がある。本件について、漁業者の意見ばかりを参考にしているのではないか。</p>
34	<p>近年スピアフィッシングが認知され、多くの人々が遊魚者として親しまれてきています。スピアフィッシングの競技人口が増えていることに伴い、一部のマナーを守らない遊魚者がいることで近隣の漁業組合とのトラブルが後を立たない話を耳にします。とても悲しいことだと思います。しかしながらマナーをきちんと理解している多くの遊魚者としては、スピアフィッシングが規制されてしまう危機に対して非常深刻に考えております。大自然のなかで生物との触れ合い、そして捕まえた魚を食べたりして命の尊さを学ぶことができる遊びと多くの学びを兼ね備えたアクティビティだと考えます。規制をもう少し待っていただけませんか。どうかよろしくお願いします。</p>
35	<p>具体的に漁業者と魚突きをする遊漁者とのトラブルとはどのような問題が起こっているのでしょうか？九州生まれで東北、関東と海です魚突きをしてきた経験がありますので、自分の経験で話をさせてもらいます。長崎に限った話ではなく、ウェットスーツ着て海で潜るな！銛を持って海に入るな！そんな形状の道具を持って海に入るな！（ゴムのついている銛やチョッキ銛）なんてローカルな地域を嫌と言うほど見てきました。漁師の会合で「魚突きで島に来る奴は邪魔だから宿には泊めるな！」なんて決定して出入り禁止にしてしまった〇〇島の島もあるのですが、どこの地域にしても遊漁者との意見交換なしに一方的にルールを決めて締め出しにかかっているのが現状だと思います。少なくとも対話をせずに決定してしまうのでは、有業者からすれば同じ事です。大前提として、「海は国民の共有財産」であって、漁業者占有のものではありません。そして銛で魚を突く（陸からでも水中に入っている行為の両方）は昔から全国各地で行われてきた事です。最近では離頭式の銛先も1000年以上前からある形状です。他県のようにバカな判断をして、一部の人間の都合で使用する道具や海での活動を禁止にしてしまうのは断じて許せません。スポーツフィッシング団体の中に魚突きの団体があるか？という私は存じておりません。積極的に活動している団体は現在はないのかもしれませんが。今回のようなパブリックコメントを続け、「その活動をしている人間からの意見」を深く聞いて、公正にルール構築をして欲しいです。元々日本国内で魚突きをしている人自体かなり少ないでしょうから根気強く時間かけて判断して欲しいと思います。以上、長崎県に対して失望する様な結果にならない事を強く望みます。</p>
36	<p>長崎県の自然が大好きです。家族旅行で海に遊びに行きます。その時に魚釣りや魚突きができなくなるのはとても残念です。</p>

37	<p>祖母が長崎在住で、私自身、幼い頃より毎年のように祖母の家から海に遊びに行っておりました。祖父の小さな船で魚釣りを教わり、素潜りや、モリで魚を獲る方法を習いました。必要な分だけを、自分の力で獲ること、いただく命の大切さ、魚の捌き方まで教わりました。この経験は自分や兄弟、いとこ達にとって、食育や自然との付き合い方の観点で本当に大切に必要なことだったと感じています。このまま法改正されてしまうと、この経験は我が子やこれからの世代に経験させられなくなってしまいます。あまりにも、漁業者にのみが優遇されていると感じます。自然と触れ合える機会がまた減ってしまう、見過ごせません。食育の貴重な機会を奪わないでいただきたいです。</p>
38	<p>ゴム付きのもりを使うことで採れる魚の量なんてたかが知れています。自分達で食べる分だけの魚を取ることが漁業全体に及ぼす影響なんて、大きいと言えるでしょうか。また、観光などでそれを目的に長崎県を訪れる人もいと聞きます。観光の目的がなくなってしまって交流人口が減ることは、長崎県にとって、メリットがないと思います。漁業関係者だけの意見を聞くのではなく、反対の意見も聞くべきだと思います。</p>
39	<p>改正に断固反対である。ヤスにおけるゴムを規制することで一方的に魚突きを実質禁止にしているようなものだろう。以下同意見文を見つけたので引用させて頂きたい。遊漁者に対して「規制することで完全排除する」という方法は、地域の発展に逆行している。レジャーの多様化をあたかも「悪」のような説明がなされているが、レジャーの多様化により、「地域の稼ぐ力が衰退した過疎地域」に「交通・宿泊・飲食等の地域収入の増加」といった「善」の面もあることが無視されている。それを妨げる改正は施策として、到底評価されるものではないため、遊漁者が行く地域の在り方といった観点からの再検討を求める。最後に、マリンレジャーは今後のwithコロナの時代において、「密の回避」「自然で過ごすことによる免疫力の強化」といった感染症対策に良い側面もある。それが本改正によって妨げられることは、感染症予防の施策も行う行政として望ましい者ではないため、再検討を求める。蛇足だが、本改正は漁業関係者からの意見に基づくものと思われる。そのような地域や港湾のインフラ整備は、到底当該地域の財源だけでは行えるものではなく、都市部の財源が投入されているものであることは想像に難くない。それにも関わらず、「海を自分の物と誤解して、邪魔者を排除する」姿勢の漁業関係者の言うことを一方的に受け入れることは、民主主義の見地から疑問を感じる。公平な施策をお願いしたい。</p>
40	<p>禁止するなんてもってのほかだ。ありえない。何を考えているんだ。</p>
41	<p>ゴム付きもりでの魚獲りの規制について反対します。そもそも漁業に影響の出る量ではないと思いますし、子どもたちが海を訪れて自分たちで魚を獲ることは自然の摂理を学ぶ大切な機会だと認識しています。子どもたちの学びの機会を守ってほしいと思います。</p>

42	<p>他県で、魚突きをしている者です。この度は、グループラインで情報を知りました。Twitterでも、長崎県で魚突きが出来なくなるのではないかと、これに続いて他県でも展開されるのではないかと、今、魚突き 界限ざわついております。自分も他県事とは、捉えられず今回、禁止になる事に反対します。</p>
43	<p>魚突きやシュノーケルを趣味として楽しんでいるのに禁止というのは納得がいかない。</p>
44	<p>日本国民全員の海です。特定の漁業者だけが利益を得られ、権利を主張している仕組みがおかしい。それに法令違反でもないのに、勝手にルールを作り自分達の海だと主張する漁師たち。他国に比べ水産資源が豊富なものにも関わらず遊漁者に厳しすぎる。水中銃の制限等は理解できるが、やすの使用等に関しては自由にすべきである。</p>
45	<p>ゴムでの発射装置のあるやすの使用が禁止になるというのは、事実上スピアフィッシングを禁止するようなことである。スピアフィッシングを楽しんでいるものとして、釣りのように釣った魚をリリースしたり、針などの漁具を海中に残したりするなどして海の環境への影響力は小さく、廃れさせるような文化ではないと感じる。本条項が加えられた詳しい意図はわからないが、貝類などの密猟による被害が甚大であるのだとしても、密猟の取り締まりを強化したり、漁場での遊泳事態を禁止するなどをすべきであり、漠然とスピアフィッシングのみを禁止するべきでは無いと思う。県外に住むものではあるが、長崎県でスピアフィッシングを禁止するような行動が起こった場合、全国的にも禁止の流れになりかねないという危機感から意見させていただきました。スピアフィッシングは環境負荷の少ない文化です。今一度考え直していただきたいです。</p>
46	<p>改正に反対です。海を好きなものとして制限されるのは嬉しくありません。海に潜りたくて長崎に行くこともありますし、この部分は改正しないで欲しいです。</p>
47	<p>なぜ漁業調整規則で規制しなければならないのでしょうか。そもそも規制にあたって議論は尽くされましたか？他の方法でやすを使う遊漁者と漁業者が共存できる方法はないのですか？</p>
48	<p>反対です。仲の悪かった子供と唯一コミュニケーションがとれるレジャースポーツです。よろしく願いいたします。</p>

49	<p>私は長崎出身で、現在大学に通うために山口県の下関市に住んでいます。大学に通うなかで魚突きと出会い、趣味となりました。実家である長崎県へ帰省した際には、地元の友人達と魚突きに出かけ何時間でも潜っていました。周知の事実ではありますが、長崎県の海には多くの魚が存在しており、とても豊富な漁場であります。だからといって遊漁者が魚を突いていい理由にはなりません。ですが、ルールを守り違法なことをしていない遊漁者から趣味を奪うのは1人の県民として許せなく思います。漁業者の方々が許せないのも理解できますが、魚突きで獲れる量はそこが知れています。釣りよりもよっぽど少ないことがほとんどです。どうか、もう一度ご検討の程よろしく申し上げます。ルールを守ることをここに誓い、今後とも漁業者と遊漁者が、いがみ合わない未来を希望します。</p>
50	<p>モリ突きを趣味として楽しんでいます。多くの人はマナーを守り楽しんでいるので禁止になるのは悲しいです。</p>
51	<p>スピアフィッシングの文化を守りたいです。</p>
52	<p>資源管理等のためかもしれないが、規則を守ってモリ突きを楽しんでいる人も多くいるので、改正について考え直してもらいたい。</p>
53	<p>私は魚突きをしたくて、東京から長崎に移住しました。こういう人は私以外にも多くいて、魚突きは若者を地方移住させる魅力をもった数少ないアクティビティになっています。もし長崎で魚突きの規制が強化されたらほかの県でも規制が強化されて地方からますます若者は減って行ってしまいます。それに魚突きする人を漁師は毛嫌いしてたりしますが、自分たちはルールを守らず酒を飲みながら船を操縦したりタバコやゴミを捨ててる人死ぬほど多いです。なのにほんの一部の違法魚突きしてる人のために規制強化されるのは納得いきません。規制強化が本当にされたら物凄い数の署名が届くことになりそうです。</p>
54	<p>反対です水産資源や漁業者の生産活動への影響を考慮し、と、ありますが、大抵の魚突き、スピアフィッシングをやられてる方は無駄に大量に魚をとったりしません。むしろ出来るほどの技術がありません。生産活動の影響についてですが、街中で道を譲る気持ちと同じで漁師さんの邪魔にならないように声かけしたりすぐに場所をかえたり肩身狭い中趣味としてやっています。では、なぜ漁師さんと遊漁者がトラブルになるかとゆうと、違法に貝類をとったりする者を除いて、大抵が漁師さんが海は自分達の物、と、勘違いから威圧的な態度をとったり遊漁者の車等への嫌がらせから始まる事が多いようにみえます。そこで提案としては今以上に密猟等違法者への罰則強化し漁業者から遊漁者へ個人的な取り締まり禁止。それは海上保安庁、警察等におまかせする事を徹底すればいいと思います。自然界の生物を自分で潜って自分でとって自分で食べる、これって人類の基本的で当たり前の事だと思います。逆に捉えれば魚を食べたいならスーパーや市場へ行ってお金を出して食べなさいという強制力の様に思えます。今の世の中では数少ないアウトドアで楽しくて美味しく健康的な趣味であると思うので、それを奪うのはやめてください。よろしく申し上げます。</p>

55	<p>スピアフィッシングを趣味でやっています。今後も続けたいと思っていますがどういう手順を踏めば続けることが可能でしょうか。また釣具屋に三又鉬が売っていますが使用禁止なら販売を止めさせるべきかと思えます。</p>
56	<p>反対します。トラブルが多いからってダメにしてしまおうというのはスピアフィッシングを趣味としているものからすれば、絶対に反対です。スピアフィッシングは釣りとは違いルアーなどを使用しないため、海の環境を悪くするようなことはありません。釣りよりずっと環境に、いいのです。また、魚を無駄に取りすぎることありません。釣りより効率が悪いからです。効率よりも魚を自分で捕まえることに楽しみがあります。そんなスピアフィッシングを禁止にしないで下さい。</p>
57	<p>魚突きを規制する事に反対です。漁業者の意見によって、魚突きをする人の自由を奪わないで下さい。既得権益を守ることは、長い目で見ると漁業の衰退を招きます。魚と触れ合う事が日常になるからこそ、漁業者になりたいという人が増えるんです。現代を生きている漁業者だけが得をすれば、良いという考えで未来を犠牲にしないでください。</p>
58	<p>海が好きでやっと金銭的にも、精神的にも安定してきて、少しずつ潜る事ができるようになってきたのに、将来的に潜ることが出来なくなるかもしれない事を知り、とてもショックです。長崎だけの問題じゃない。禁止にするのはやめていただきたいです。</p>
59	<p>ゴム付き鉬の規制はすべきでは無いと思います。自分も嗜んでいますが、自然との触れ合う時間を行政が禁止にすべきでは無いし、残るのは密猟者ぐらいではないでしょうか。なんでもかんでも禁止や規制を厳しくすれば、歪みが出るのは明白ですし、釣りや鉬を制限する事は各々の趣味趣向を法律で縛るという事でもあり、また別の問題でもあると思います。</p>
60	<p>やすによる一般人の魚類の採取についてはゴムによる発射まで禁止してしまうともはやなにも捕れない、ここを規制して貝類などの密漁をなくしたいのもわかるのですがたとえば監視しやすい場所漁師さんの漁場になっていないところなどでの場所による区切りをつければいいのでは？と思います。水中銃やポンペを禁止するのはわかります生活をしていく上で趣味の遊漁者が邪魔なものわかりますがルールを守ってやっている人もいるということ海による恩恵のすべてが漁協や漁師さんの為にあるものなのか？すべてを規制するやりかたには反対です！</p>

61	<p>東京都在住25歳、システムエンジニア2年目です。テレワークの傍ら、日本各地で魚突きをしています。安全に配慮しながら、ダイバーや漁師の方との接触を避けながら、自分の食べる魚のみを突くように魚突きをしています。魚突きをきっかけに日々食べる魚にも興味がわくと思います。魚突きを趣味にしている人から、安易に趣味を奪わないで頂けますと幸いです。</p>
62	<p>やすを使用しての魚突きを禁止する事に反対です。スピアフィッシングは海を汚さず、魚を必要最低限しか獲らない自然に優しいスポーツです。貝撮りをしている人と区別がつかないからといって、禁止にされては、この流れが全国に波及してしまい、全国のスピアフィッシング愛好家の人生の楽しみを奪う事になります。その様な大きな事態になる決まり事は、簡単に施行されるべきではありません。ですので、いきなり禁止ではなく、代替案を考えるべきです。</p>
63	<p>スピアフィッシング愛好家です。今回の条例改正には、賛成し難くご意見させていただきたいです。私含め、愛好家たちは海をきれいに保とうと、行った時より帰る時がきれいであるようにゴミ拾いや、バーベキューをなさっている方々にもお声がけをさせて頂いてありました。今回の内容は、どうも魚突きをしてはいけないと言われているようにしか感じておらず、ルールに則って行動してきた私達が海に行く事が難しい状況になるようにしか感じていません。ヤスの使用は認めるが、ゴムの禁止というのであればどの様に魚を取ればいいのか全く検討がつきません。仲間を怪我させない為に、我々も独自でルールを決め安全にスピアフィッシングを出来る様に考えています。どうか、この改正を再度ご検討していただけないでしょうか？</p>
64	<p>この改正案は、漁師側の意見を一方的に聞いただけの改正案だと感じました。私自身、スピアフィッシングを行なっているのですが、海は漁師だけの海ではありません。漁師以外の人々も海遊びを楽しむ権利があると思います。サザエやアワビを密猟する人と判断がつかない。船とぶつかる可能性がある。などがトラブルの原因にあると思うのですが、それを解消する手段を考えては頂けないのでしょうか？ 一方的にゴムやバネね使用を禁止し、魚突きをさせないという今回の改正には反対です。</p>
65	<p>やすでゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。とありますが、到底看過できません。魚突きは釣りと同じで日本古来からの文化のひとつです。私は魚突きを目的に、観光で長崎へ長年に渡り訪ねています。長崎県に関しても、以下のデメリットがあると考えます。・関係人口の減少・長崎県における魚突き文化の断絶・魚突きを趣味としている人間からのイメージ悪化ぜひこのことは再考を願います。バカバカしいことだと思えますし、いつでも必要であればお話をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>

66	<p>夫と一緒にスピアフィッシングを楽しんでいる〇〇と申します。今回、45条7番にゴムの使用が禁止される条項が追加されるということで、本案件には反対の意見を述べさせて頂きます。漁業を守るためには何かの施策が必要だということは理解いたしますが、一律に使用を禁止することに関しては反対です。この改正案が通ってしまうと、その影響が現状他のスピアフィッシングを楽しめる地域へも波及してしまい、全国で海を愛し、ルールを守って楽しんでいる人々の楽しみを奪いかねません。長崎県だけの問題では無いことを何卒ご理解ください。スピアフィッシングを観光資源として利用している施設、漁業関係者の生活も壊されてしまいます。逆にいえば、スピアフィッシングで実際に生活を壊された漁業関係者はどのくらいいるのでしょうか。皆無だと思います。また、安全面を脅かすというお声もあるようですが、実際に漁業関係者に絡む衝突事故などで魚をついている人たちが死傷した例はどのくらいあるのでしょうか。これまでそのような事案は聞いたことがありません。漁業を守ることは必要だと思いますが、一方的な論調で全国のスピアフィッシャーを脅かす改正はなんとしてもやめて頂きたくお願い申し上げます。</p>
67	<p>県外で魚突きをしています。漁師サンの仕事場で遊ばしてもらっているのはわかった上で、ルールを守って魚突きをしている人も多くいます、一概に全て駄目というのはどうでしょう？自分も含め、海が好きで魚突きをして、海を綺麗にしようと微力ながら海中のゴミなど拾って帰ったりする人もいます、そういう人が増える事を願ってます密漁、ゴミのポイ捨て、漁師サンとのトラブル、まだあるようですが、ちゃんとしている人の方が魚突きをしている人なかでは多いと思っていますそこを踏まえて考えなおしては貰えないでしょうか？</p>
68	<p>やすのゴム使用禁止に反対です。海は漁業者だけのものではありません。レジャーの釣りと同様、一定のルールのもとでマリンレジャーを楽しむ権利も然るべきだと思います。この改正案には絶対反対です。</p>
69	<p>正しく遊んでいる側の気持ちも汲み取って欲しいです。</p>
70	<p>「やす」の定義につき、ゴムの発射装置を有するものを禁ずる点に反対です。私はゴムが尻手についていた手鉈や、水中銃使用の経験がありますが、一般的に販売使用されているヤス、鉈の種類は(1)水中銃(2)手鉈及びヤス(ゴム有)(3)手鉈及びヤス(ゴム無)と認識してよいかと思います。これらの漁獲能力(エア供給器なし)を水産資源保護の観点から評価した場合、相対的には(1)が比較的能力が高いと言えます。ですが、他の個人に許可された漁法として妥当な比較対象である「釣り」と比較した場合、かなり大きく見積もって、かろうじて(1)が同等程度ではないでしょうか。ましてや、水産資源に大きな影響を与えらると思われる、「生態ピラミッドの上位捕食者」を捕獲する能力としては微々たる能力しかもちません。経験者であれば理解可能だと思います。とは言え、海況や環境によっては「上位捕食者」あるいは「相当数の魚類」を捕獲する能力はありますので、(1)の規制は理解できます。しかし、実質的にほぼ能力を持たない(3)はさておき、(2)を規制することは、実質的にやす、鉈による捕獲を禁止するに等しいと言えます。多くの方が楽しみとして(そもそも「業」として行っていないので漁業調整規則の対象と言えるのでしょうか)行っているゴムつき鉈による魚採りを禁止するのは、釣りと比較してもやりすぎです。このあたりの事情は先人達も常識的に知っているはずですが、そもそも、当該の表現は元々水中銃の使用禁止を主目的に始まった表現ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。であれば、水中銃ではない(2)「やす・鉈(ゴム等の発射装置付き)」の定義をより正確に表すことで(1)の規制にとどめることは出来ないでしょうか？例えば、SNS上で見たのですが、やす＝「手で持つ柄と魚を突き刺す先端部で構成されており、魚を突き刺す瞬間まで柄と先端部は一体となっており、かつ、柄が掌の中に収まっているもの」という表現は的を得ていると思います。いかがでしょうか。</p>

71	なぜ規制するのかの意図が分かりません。現在存在するレジャー活動を制限する理由として万人が納得しうる具体的な理由が開示されないかぎり、禁止することは一方的すぎるかとおもいます。
72	<p>まず最初に自分はこの件について反対です。理由は漁師には2種類あり、正統派な漁師と過激派な漁師がいます。以前その正統派の漁師と自分が海で遊んでる時にお話する機会がありまして、漁師さんはなんで遊んでる自分たちを毛嫌いするのですか？と率直に聞いてみると、貝やとってはいけないものとして居るからと聞いて、なるほど。と共感できる部分がありました。またその人は自分みたいに魚のみをとって遊んでる人にはなんとも思わない！素直にとった魚を見せてくれたからと言ってもらい、お互い気分を悪くしないで遊びを続けることができました。だから、自分は銚子を使ってるんですが、銚子のゴムの使用にはあまり関係ないと思っています。まずぼくたちがどんだけ頑張っても、本業の漁師さんに敵うわけもなくなんで自分たちと争ってるのかわかりません。魚はたくさんいるのに。やるべきことは、密漁者の罰則をきつくするか、漁師の人たちが怪しいと思った遊漁者がとった魚などの点検の権利を持たせて、密漁でなければ続行可能という風にすれば、こちらの遊んでる方としても文句なくできると思います。改正の目的をもう一度振り返ってみると、遊漁者と漁師の揉め事が問題であって、ゴムを使う使わないには関係があまりにも少ないと思っています。長崎の海が大好きなのでシンプルに遊ばせてください。最後に話変わって自分が最初に挙げた2種類の漁師の一つ過激派な漁師。これは、いきなり自分の近くまで寄ってきたと思ったら、運転が下手だったのか、無免許だったのか知りませんが速度も落とさず轢き殺されそうになった挙句に罵声を浴びせられました。何言ってるのかめっちゃくちゃでわかりませんでした。その人は救命胴衣も身に付けずに物を言っていました。まず人に言うなら自分はしっかり身なりしてからやりましょうと、言おうと思いましたが、まだ若い自分の方が大人になって大きな揉め事にならないようにしました。笑同じ職業の漁師、海関係の仕事の人に知ってもらいたい、同じ職業にそんな人がいるってことを。自分は大好きな長崎の海からそういった人が1人でも少なくなっただけでいいです。</p>
73	やすのゴム使用禁止に反対です。海は、漁業者だけのものではありません。レジャーの釣りと同様、一般市民が一定のルールのもとでマリタイムレジャーを楽しむ権利も守られて然るべきだと思います。漁業者だけが特権を与えられるのは理解できない。
74	魚突きは他の漁獲法に比べ自然へのダメージが格段に少なく、なおかつその漁獲方から自然と漁獲量も制限されるため生態系保護にもなります。私自身、遊漁者ではありませんが身近にいる遊漁者の方々は海を愛し、また遊漁という自然と共に歩む生活に夢を持って都会から田舎にIターンしてこれ長崎を第二の地元と愛し、長崎の自然の下に根を張って生活されています。これまでの文化や県内外の遊漁者の方々の生き方を否定する今回の条文に私は反対の意思を持ってこの意見を提出させていただきます。
75	魚突きの発射装置について「魚突き」で採れる魚の量、種類は他の遊漁の道具に較べると大変量も少なく水産資源に対する影響も少ないと思います。しかしながら、職業漁師の方との接触、密漁者との見分けが付きにくい等漁師の方にとって好ましく無い事も事実のようです。私達は各県の漁業調整規則を順守し、尚且つ地元漁師の方達との理解の共有に努力して来ましたが、この度の魚突きを事実上禁止の改訂案は「素晴らしい長崎県や美しい風土」に対して、これが出逢うであろう多くの人々の機会を失う物になると考え反対します。県外からですが、長崎県の素晴らしい風土や人柄が少しでも多くの人達に共有される事を願っております。

76	<p>自分は定置網業の漁師をしています。何もかも規制をかけるのではなく、スピアフィッシング位はしてもいいと思います。漁師の方が小さな稚魚など殺してしまい、悪質だと思う。自分は稚魚も真っ先に逃してあげています。そうしないと自分達の20年後が不安になるし、子供達の事、五島の美しい島の魚の未来を減らしたく、悲しませたくないからです。けれど国はマグロを放流しろと言うけれど、マグロなんて追い込み漁をしたら全部死んでいます。そのマグロ、10キロと300キロまで死んだマグロは海に捨てなきゃなりません。定置網はその場所を買い、餌なんて撒きません。潮と風が魚を運ばせるのに…スピアフィッシングの人達は定置網漁師より物凄く魚を大切にして、海を大切にしてると思います。小さな稚魚は突かないですし、数もしれたものだと思います。どうか今一度、規制を改善したいと思います。</p>
77	<p>私も年間数回、魚突きを楽しんでいます。もちろん、実施して良いかどうか、条例等を確認の上、安全を確保し楽しんでいます。しかしながら海にいる以上、漁師の方々に遭遇することも少なくありません。その場合、きちんと規則を守っていても漁師の方々が「上がれ」と言われれば、海を上がるようにしています。これは、どちらが規則を守っていて正しいか、という正論のぶつかり合いをしても、いい方向には話が進まないと考えているからです。どちらが一方を排除する動きがあると聞くだけで、残念な気持ちになります。遊魚者等の漁具漁法の制限をより強くして、事実上できなくしてしまえば、問題は解決するのでしょうか。遊魚者の中には、魚突き等にかかわらず海に関する動画をアップして、海で遊ぶ際の安全のための開発活動をしておられる方だっています。一方で、漁師の方々の事も理解致します。「お前が悪い」の言い合いで決まる制限は、いい事にならない事は目に見えています。お互いに理解せず、ルールやマナーを破っている方もおられますが、私は知っている人でなくても、そういった方を見つけた場合は、怖いですが、注意をするように心がけています。どうか、悲しい決定にならないよう、ご検討をお願いいたします。</p>
78	<p>改正反対です。遊漁者と漁業者のトラブルから条文を変えとのことだが、禁止という極端な制約としてほしくないため。トラブル事例について、遊漁者と漁業者との話し合いの場を設けた上で線引きをするようにしてほしい。エリアを限定する、許可制とするなど一律でない制約は理解できます。</p>
79	<p>スピアフィッシングは日本古来の文化で、私にとっては日本人として大切なライフワークの一部です。人間こちらは法律を遵守して素潜りしてきたし、貝やタコ獲る人も注意してきた。それを日本全面禁止に向かうことするのは論外。即刻やめてください。このまま禁止になっていけば全て密漁者に転じ、海産物は壊滅すると考えてください。懸命な判断をお願いします。</p>

80	<p>ゴムを使った素潜り漁が禁止になるかもとの事です、それ自体はスポーツや趣味なのに禁止にする理由が分かりません、トラブルが多いからと言うのであれば、法律に触れる所だけ取り締まればいいのに、それ自体を禁止にするのは反対です。</p>
81	<p>現在、遊漁者がゴム付きのやすを使用して、魚類を捕獲する事に関しては、各自治体の規則により使用可の県もあれば、不可の県もあり、国内で統一されていないのが事実です。又、その都道府県の漁業調整規則の内容解釈により、ゴム付きのものが使用可・不可のどちらにも取れる自治体もあるのが事実かと思われま。主にスピアフィッシングで使用される捕獲装置には水中銃とゴム付きの手銃がありますが、前者に関しては日本全国で遊漁者による使用が禁止されております。これに対し、後者のゴム付きの手銃に関しては、古来から日本では釣りと同様に遊漁者の間で行われてきた原始的な、漁法であります。また、スピアフィッシングを行うには、素潜りを行う事が必須となり、その遊漁者数は釣り等と比べても極端に少ないと思われま。そしてさらには、獲物捕獲の効率も悪く、ゴム付き手銃によるスピアフィッシングが漁業者の生産活動、あるいは水産資源の量に影響を及ぼすとは考えにくいと言わざる負えま。この度、第45条の改正にあたり、遊漁者がやすは使用してもいいが、それにゴムを付けてはいけな事になるようですが、ゴムなしで魚類を捕獲するのはほぼ不可能であります。結果的に、この改正は日本で古い時代から遊漁者の間で行われてきた素潜りでの魚突きという文化を否定し、禁止するものなのでは無いかと思いま。改正概要に、漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため、とありますが、それが理由で、魚突きの文化を否定し、結果的に禁止に近い状態にする事は、漁業者の一方的な言い分であり、到底、受け入れられるものではないと思いま。</p>
82	<p>私は漁業調整規則を遵守し魚突きという趣味を持つ者です。漁業者の方々に迷惑をかけない事を大前提とし趣味である魚突きを愛し楽しんでおります。長崎県は行ったことも御座いませんが自然豊かである場所での魚突きが法改正に伴い実質禁止となることに大変憤りを感じております。確かに遊漁者が増えたことによるトラブルが増加してきた為全て禁止にすることは簡単ではあるかもしれませんが。しかし魚突きという趣味を愛し、漁業者の方々に敬意を払っている方も数多く存在します。同じ遊漁である釣りをする人は魚突きをする人口と比にならない程数多くいるかと思いま。釣りは釣り糸やルアーなどのゴミ問題、漁業者の方の仕事場である海や堤防を汚してしまいま。しかし、魚突きに比べて比較的風当たりも弱く自由に出来ます。魚突きは貝や伊勢海老など漁業権がかかった資源を搾取する密漁者との区別がつかないという理由、船との衝突事故の危険性などの問題もある事もわかっております。ですが、一部のモラルのない遊漁者とのトラブルが増えてきた為全面的に禁止というのは強引な改正案であり建設的ではないのではないのでしょうか。今回の改正案のように魚突きの規制ばかり厳しくなるのはとても悲しく思いま。私は今回の改正案には反対です。もう少し建設的な歩み寄りのある案が出されることを希望致しま。魚突きを趣味とする者として意見を表明させていただきました。以上、宜しくお願い致します。</p>
83	<p>ゴムの禁止は、銃付きをする方への締め付けが厳しく、反感が出るのは目に見えていると思いま。</p>
84	<p>改正に反対です。スピアーが密猟者と混同されることが多く、また船の航路などの障害になっているトラブルはよく聞きます。しかし、このまま健全に海を楽しむ人々が、今回のような法改正によって海から離れ、海を感じれなくなってしまうことが悲しいです。実際、おじいちゃん世代に昔のことを聞くと夏はもっとみんなで海に行き遊んでいと聞きます。このままでは日本人の海離れが加速してしま、日本の大自然を感じる事ができなくなってしまうと思いま。自分が子供の頃、初めて銃突きで取ったガシラの塩焼きは今でも1番美味しかった魚料理の記憶です。将来、子供が生まれときに、私と同じ貴重な経験をさせてあげたいと思いま。実際、漁業者と遊漁者との折り合いは難しいものがあるのは分かります。ですが、皆この島国日本の国民です。日本の自然を感じて生きていきたいのです。どうか今回の法改正を見直していただけると助かります。</p>

85	<p>・漁協と遊漁者とがトラブルになっており、改正案のような具体的な条例としたいことは理解します。ただし、本当にルールを守り、適切な対応をしているスピアフィッシャーもいるのが事実です。どうか改正案のような「禁止」を免除していただきたいです。・当方は本当に海遊び、魚、魚突きが大好きで、週末の魚突きが生きがいと言っても過言ではありません。禁止されてしまうと今後同様に他県でも禁止する流れになりかねず、そうになっていき全国でどんどん遊び場が無くなってしまふのが非常に悲しいです。・また、当方には子どもがいて、まだ小さいですが将来は一緒に海遊び、魚突きを楽しみたいという夢があります。将来の子供たちにも海遊びの楽しさを知るチャンスを残して欲しいです。・遊漁者が何を言っても、漁業者からするとトラブルの元というのも理解します。ただ全部が全部そうで無いことも是非ご理解いただけると嬉しいです。プラスに考えると、良い理由もあると思います。若い漁師が減少していく中で海に興味を持つ若者がいるということや、県外から遊漁者が来ることで田舎の地域活性化にも繋がるかと考えます。・どうか禁止だけのご勘弁いただけませんかでしょうか。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
86	<p>ルールを守ってスピアフィッシングをしている遊漁者と、密猟者は見た目の格好が似ていますが、本質は全くの別物です。現在の条例に従っているスピアフィッシング愛好家が、漁場に影響を及ぼすような魚の乱獲をすることも、できることもありません。また、現在いる密猟犯にとってこの改正は抜け穴だらけであることから、影響を被るのはこれまでルールを守ってスピアフィッシングをしてきた善良な遊漁者だけです。ぜひ改正案の取り下げをお願いいたします。</p>
87	<p>スピアフィッシング愛好家です、ゴムを禁止にして何を禁止にしたいのですか？スピアフィッシングを禁止にしたいのですか？スピアフィッシングやっているほとんどの人は遊漁、決められたルールで楽しんでやっているといると思うのですが、あまりに漁業関係者に偏った取り決めなのではないのでしょうか？元は海はみんなの海ではないのですか？小さいころ海で魚やカニなど捕まえて喜んで育った人も多いはずなのに、ゴムを禁止にしてしまうと、これからの子どもたちにもそういった貴重な経験をさせてあげることができないことになりませんか？ゴムを禁止にする前にもっと他に取り締まることあるのではないのでしょうか？魚を取っちゃいけないのであれば釣りもだめなことになりませんか？密猟の取締を強化するなど純粋にスピアフィッシングを楽しんでる人からしたら、密猟者敵的なので、発見したら検挙に協力してくれると思います、自分も見つけたら通報しますし、海でルアーやゴミなどがあれば拾ったりなど、他の遊漁者よりよっぽど海に貢献してると思うのですが、生活がかかっている漁業関係者の肩をもつのもわかりませんが、そこを禁止にするより他に もっと協力し合えると思うので再検討お願いいたします。</p>

88	<p>スピアフィッシング愛好者です。第45条 遊漁者等の漁具漁法の制限への改正内容について意見します。主張内容は以下の3点です。(1) ゴムの付いたヤスを禁止する目的、理由は何でしょうか? ゴム付きのヤスを禁止することはスピアフィッシングを禁止する事と同じです。漁業者からの意見が有り今回の改正内容が案件として出てきたと思います。遊漁者からの意見も聞いて頂きたいです。私は以前、漁業者に陸に上がるように言われ警察に通報されて調書を取られましたが貝類やエビ等、密漁になる物はもちろん取っておらず処分等も特にありませんでしたが警察からの調書が終わった後、漁業者は納得したのか何も言わずに帰って行きました。密漁云々ではなく自分の漁場で魚を獲られている事に腹を立てているとしか思えない状況でした。人1人が潜って獲れる魚の量など漁業者の漁獲量からすれば微々たる物です。今一度ゴムの付いたヤスを禁止する目的と理由を再考し明確に頂きたいと思います。(2) 密漁者を排除する為の法案であるはずなのにルールを守ってスピアフィッシングという趣味を楽しんでいる人だけを排除してしまう点について。今回の法案が決まったとしても密漁者には何の痛手にもなりません。ゴムが付いてないヤスをカモフラージュに手に取り堂々と海へ入り密漁を行います。スピアフィッシングを趣味としている人達は密漁と間違われるリスクを常に感じている為、密漁者を強く憎み排除したいと考えています。この点では漁業者の考えと完全に一致しており、密漁者の監視役を行えると思います。私を含めスピアフィッシングを趣味としている人達は「魚を獲る目的」の人と「貝類を獲る目的」の人は明確に見分けられます。使用する道具や装備が明らかに違う為です。漁業者とスピアフィッシングを趣味とする人達が手を取り合い、密漁者を排除する為の行動を取る方が今回の法案が可決されるよりも多くの成果を得られるのではないのでしょうか。(3) 密漁者とスピアフィッシング愛好者との見分け方について。現状ではスピアフィッシングを趣味とする人達はなるべく目立たずに海へ潜る方法を取ってる人達が多数だと思います。それは漁業者に見つかればほぼ確実に陸に上がるよう言われる為です。現法案では後ろめたい事は何もないはずであるのに密漁者と間違われるリスクを避けて隠れているのです。密漁と区別するために許可証は必要と感るので手順を踏んで一個人の趣味を楽しめるように政策も考えて頂きたい。最後に私たちは漁業者と対立したいのではなく密漁者を排除したいという考えは完全に一致しているため共に協力し、この密漁者だけが喜ぶような法案が可決されないよう再度話し合う必要があると考え意見させて頂きました。</p>
89	<p>私はこの度の長崎県での遊漁者のゴムを使用した魚突きを禁止するという提案に対して反対致します。私はこの度の長崎県での遊漁者のゴムを使用した魚突きを禁止するという提案に対して反対致します。まず私が疑問に思ったのが漁業者と遊漁者とのトラブルを防ぐために今回の改訂に至ったとのことですが、それはゴムのついた道具を使用したことが直接的な原因なのではないでしょうか? 私はその他のトラブルを防ぐためにゴム禁止にする事で魚突きをする人間を一括に排除しようとしているように思えます。海は漁業者のためだけのものではありません。この民主主義の国である我が国において二者間のトラブルに関して、一方のみがもう一方を独裁的に排除するというのは到底許されることではないと思います。魚突きは獲る資源を自ら選択することができ、ゴミなども少ない非常に環境への負荷が低い漁法です。私たちが魚突きをしたところで漁業者の漁獲はほとんど変わらないでしょう。今一度何が原因で今回の改訂にいたったのか。その原因を改善するためには本当に今の改訂が必要なのか。を明確に提示していただきたく存じます。日本有数の素晴らしい海である長崎の海を守るためにもお互いのコミュニケーションが大切になってくると思います。私自身年に何度か長崎の海で魚突きをさせてもらっている身として今回の結論はお互いにとって良い方向に持っていきたいと思っています。どうかよろしくお願い申し上げます。</p>

90	<p>長崎県漁業調整規則第45条につきまして、「やす(ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。)」と改訂しようとしていますが、「発射装置」と明記しておられるため「ゴムのみを使用し、ゴムを手で引き伸ばして、その反発力のみで刺突する」場合であれば使用可能であると判断出来ます。類似した例を挙げますと令和3年にポーガンの規制がされましたが、警察庁資料の「クロスボウの所持等の規制の在り方について」(https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/03_shiryu01.pdf)では、水中銃の発射の仕組みを「ゴムを引いた状態で固定装置によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて銃を発射」としており、この水中銃の様な「ゴムを引いた状態で固定する装置を有する構造」がいわゆる「発射装置」であり、前述の「ゴムのみを使用し、ゴムを手で引き伸ばして、その反発力のみで刺突する」場合であれば「発射装置」とはならないと判断されます。同記されている洋弓、和弓の発射の仕組みでも「人力で弦を引いた状態のまま狙いを定め、矢を発射」と記載されていて、「装置」の記載が一切ないため、洋弓、和弓は「発射装置」を有するものではないとともに、人力でゴムを引きゴムの反動を利用して刺突するやすについても「発射装置」を有するものではないことは明らかです。長崎県様が水中銃、引き金等の発射装置を有する銃等を改めて規制することについては大変賛同いたしますが、ゴムのみが付いているやすまで規制できるような表現にすることについてはご再考をお願いするとともに、使用可能であるやすの状態を別紙に明記して頂くようご配慮お願いいたします。</p>
91	<p>長崎県は多くの島が存在しますが、各島において「ゴム付きのやす」を使用した遊漁に対する考え方が一律で容認できないレベルになっているということでしょうか。一つのルールで規制を作るのではなく、各島で検討するべきではないでしょうか。</p>
92	<p>魚突きを大事にしています。海はみんなに平等であると思います。漁師の方々とスピアフィッシングをされる方々が共に海に出る方法を模索すべきです。一度決めた事は、簡単に変わる事はないのです。スピアフィッシング愛好者の数が少なく、反対意見も少ないかもしれませんが。どうか、これからもスピアフィッシングが続けていける様願います。</p>
93	<p>モリで突く魚の量なんてたかがしれている。漁師がお金のために不要な魚まで取ってしまうよりよっぽどマシ。貝のように違いを放流してるものは取ってはダメだろうけどそもそも根こそぎとってるのは誰？漁師もレジャーも資源保護の観点から平等に漁獲高の何パーセントときめて資源保護基金にお金払うとかはどうなの？自己の利益ばかり考えずに。</p>
94	<p>なぜ今まで認められてきた発射装置を有するやすを禁止にするのでしょうか？発射装置を有していても、魚を突いた時に柄が手から離れなければ“もり”には該当しないはず。 (〇〇県はそういう認識です。) 実際、魚突きを楽しむ遊魚者は極めて少ないと思われまして、なぜ今更禁止にするのかわかりません。少ないながら魚突きを楽しみにしている人は居ますので、そういった人が今後楽しみを奪われるわけですから、それなりの理由を示してください。 当方〇〇県民ですが、長崎県が規則を改正すると全国に飛び火する可能性がありますので、コメント差し上げた次第です。</p>

95	<p>貴県にて、上記条項の改正が検討されていると知り意見を投稿させていただきます。私はスピアフィッシングを趣味としている者です。改正案が検討されるに至った経緯として、主に、(1)スピアフィッシングが漁業従事者の生産活動への(悪?)影響になり得ており、(2)漁業従事者とスピアフィッシングの遊魚者とのトラブルが発生していると掲示されておりました。(1)に関してですが、現段階で、スピアフィッシングによって漁業者の方々への生活に対して、具体的にどのように悪?影響を及ぼされているのか明示されていません。例えば、スピアフィッシングによって捕獲される海産物の総量が、各漁業者の年間の収入を平均で何万円下げているか?などの科学的もしくは統計的なデータが示されておりません。例えば、「釣り」と比較しても、競技人口を考慮すれば釣りにおける魚類の年間捕獲トン数とスピアフィッシングによる年間捕獲トン数は、概ね釣りによる捕獲量が圧倒的に多いと推測されます。漁業者の方々の生活等への悪影響を考えると、スピアフィッシングを規制するよりも、まずは釣りにおける漁獲量のルールや規制を明言化の方が有効的かと考えられますし、論理や段階的にも正しかと愚考致します。その前段階をスキップするような形で、スピアフィッシングのみにターゲットを絞って規制強化する方針は、論理や順序、統計に基づかない議論かと思えてなりません。ですので、一期的に禁止としてしまう前に、十分にフィールド調査や統計学的データを調査し、漁業者の生活への影響として大きな要因は何なのか?を明示していただき、そこに「スピアフィッシングによる漁業者の漁獲量減少」という事実が明らかになれば、まずは我々一般市民によく分かる形で明示していただき、その段階の後にルール決定などの議論が交わされるべきかと考えます。例えば、近年の燃料費高騰や漁獲量減少による収入減少が問題なのであれば、燃料費の補助制度を整備する、や、漁獲量確保の為に稚魚の養殖放流への補助の補填などの対策が考えられるのではないのでしょうか。(2)にも係ってくる話ですが、我々個人でスピアフィッシングを楽しんでいる者達に、「団体」はありません。しかし漁業者の方々には漁業組合という団体に所属しておられます。海面でのルールや取り決めについて、何かトラブルや意見があった場合、団体という形態が圧倒的に有利になるのは明らかです。今回もそういった経緯により、改正案が検討されているのであろうと愚考致します。しかしながら、「多数決」が必ずしも科学的または論理的に正しいかといえ、それはまた別の問題であると考えます。貴県の漁業振興課の皆様におきましては、どうか公明正大なご理解とご判断をお願い申し上げたく存じます。改めて、海面でのスピアフィッシングと漁業者のトラブルに関しましてですが、多くの場合は漁船操縦者の方々からすれば、海水浴場以外の沿岸付近の水面において遊泳者がいた場合に、人身事故などのリスクが高まるため、また漁業者の漁具の破損などの心配や不安から、「目障り」や「マナー違反」などの排他的感情から感情的に注意を行い、それが遊魚者との間でのトラブルとなっていると思われ、(私自身もスピアフィッシングが禁止されていない県にて何度か注意を受けた事があります)。しかしながらそちらに関しまして、立入禁止区域以外海面は基本的には遊泳可能な場所であり、現行の法律に準じても、そういった場所にて船との人身事故などが起こった際には、法律的には操縦者の前方不注意が原因かと考えられます。そういったリスクを回避する手段として、「我々の操業区域に立ち入るな」との意で注意をされているのかと考えますが、船舶免許保持者の基本的義務についてももう一度思い起こしてほしいと思います。漁業者の方々の船舶トラブル回避のために、スピアフィッシングを行う者が一方的に規制をかけられ立ち退かなければならないのは、正当な理由としては不十分かと思えます。漁業者と遊泳者の個々のトラブルについても、なぜスピアフィッシングを行う者が規制されるべきなのかを、改めてもう一度明示していただきたいと思えます。以上になります。御検討を宜しくお願い申し上げます。</p>
96	<p>魚突きはレジャー感覚で遊べるスポーツ的な感覚でいます！利益を求めておこなっているわけでもないし、自分でとったお魚を食べて食料の糧にしています！海に近い島等で楽しみがなくなると、何を糧にしていけばいいのかわかりません！潜水器具のポンベを使用してるわけでもなく、自分の酸素取り込で苦しい思いをして獲得した魚です！なので制限をかけるのはやめて欲しいです！</p>
97	<p>マナーを守ってやってる人からしたら正直言って本当に辛いです。お互い海が好きで守りたい気持ちも分かります。密漁者などは本当許せないです。私達も海を守るお手伝い出来る限りしますので、禁止にだけはして欲しく無いです。</p>

98	<p>貝やタコ、エビなどではない回遊魚を対象とした魚突きは漁業者の漁場とは重複しない場所で漁業者の邪魔になっておらず、尚且つ漁業者の生産高や売り上げに影響することの無い範囲での釣り同様の娯楽に過ぎません。磯釣りするのか、釣り船に乗船して釣りを楽しむのか、素潜りして魚を突くのか、いづれにしる網漁ではないそれらの行為における魚の捕獲量は微々たるものであり、漁業者の生活になんら影響を及ぼすほどのものではないはずで、釣りは多くの国民の娯楽です。魚突きも同様です。娯楽の釣りは漁業者の生活に影響を及ぼしていないから今日まで、そしてこれからは禁止されることなく国民の楽しみとして認められ続いていくと思います。どうか魚突きにも同様のご判断をお願いいたします。事実、県は違いますが、とある海沿いの飲食店の専用駐車場に駐車代金をお支払いして駐車させてもらおうと、そのお店から地元の漁業組合に魚を突いているだけで捕獲を禁止されている海産物の密漁者ではないよと一報を入れてくれます 組合側も捕獲を禁止されている海産物の密漁者ではないとわかっていればその海で魚突きをすることをダメだとは言いません。釣りも魚突きもマナーを守り、安全にも配慮して楽しんでいるのなら地元住民の方、漁業関係の方達からもご理解をいただけたらと思っております。ゴムの禁止は事実上の魚突き禁止となってしまいます。魚突きのゴム禁止については条例にもりこまないでいただきたく意見の提出をさせていただきました。よろしく願いいたします。</p>
99	<p>県外在住者ですが、改正素案に反対です。遊漁者と漁業者での間のトラブルのためとありますが、漁業者の水揚げ量が減る程遊漁者が魚つきをしているのでしょうか。その点は県として検証し、公開し、それを根拠に改正案を出すべきだと思います。また両者が折り合いをつけられるところを探っていく方法がないのか、も時系列で明記すべきだと思います。一方だけに規制をかけるのは、もう一方からの利権関係があるのではないかと感じてしまいます。それは県としても不本意じゃないのでしょうか。再考の余地があると思います。</p>
100	<p>ゴムを用いたヤスや銚での魚突き禁止について禁止にすることは反対です。魚突き、スピアフィッシングは世界的にも愛好家の多い魅力のあるスポーツ、アクティビティです。長崎県の豊かな海でこそ楽しめる観光資源でもあります。魚釣りは漁師(漁協登録者)ではない一般人でも楽しめるのと同じく魚突きも認めるべきです。釣りを認めてゴムを用いた銚での魚突きだけを禁止する事は道理として矛盾するように思います。どうかゴムを用いた銚を禁止にすることはやめて下さい。よろしくお願いいたします。</p>
101	<p>自分は2年前に交通事故で車に引かれました。一年間の休業とリハビリのお陰で何とか回復はしましたが血栓や痛みなど障害が残り、走ることもできなくなりました。もともとスゴく運動はしていたけど、ままならない状態になったときに知り合いから魚突きを教えてもらいました。事故に遭ったことで地上では思ったように動けずモヤモヤとしたストレスをずっと抱えていたけど、泳ぐことは体に付加がかからず運動ができて、かつ、海に潜り、自然とふれあい、魚を捕ることで全てが解放されていました。体の状態は今も変わりません。そんな状態で出会えた魚突きをどうか禁止にはしないでほしいです。自分も漁師さんに声をかけられたことは何度もあります。密漁だと思われて警察や海上保安庁がきたこともあります。それでも一般ダイバーの邪魔にならないように近寄らずにいたり、海底の釣具を回収したりと思いつくことはやっているつもりです。それでも潜っているとやはり周りからは怪しく見えるので、しょう何度声をかけられても構いません。誠心誠意説明し紛らわしくてすいませんと言ってわかれますどうか魚突きを禁止にはしないでください海に感謝し海に携わる人に感謝している魚突きの人はたくさんいますどうか魚突きを禁止にはしないでください</p>

102	<p>本県では水産資源や漁業者の生活活動への影響を考慮し、遊漁者が使用できる漁具や漁法を制限しているとありますが、スピアフィッシングにおいて、取られる魚の影響はどの程度でしょうか。おそらく、釣り等を制限したほうが、漁業者の生活活動への影響ははるかに改善されると思います。私の住んでいる地域は鹿児島県ですが、スピアフィッシングをやっている人は、釣り人500人につき1人いればいいところではないでしょうか。また、実際に魚突きを経験するとわかるのですが、息を止めて10M以上潜り魚を突くというのは非常に技術が必要で、かつ、魚も警戒心が強いので、タイミングが合わないで一匹も取れずに帰ることはザラにあります。本改正が行われると、スピアフィッシングは実質禁止となります。漁業者の生活活動への影響を考慮するのであれば、活動人口の多い釣りから規制するべきではないでしょうか。海は本来誰のものでもなく、自由に海産物をとる権利があるなかで、漁業者の生活を守るために、その地域に根付いている貝やエビ、タコ、一部資源保護のための魚種の制限を漁業調整規則で定めているものと理解しています。現状は漁業調整規則を理解していない高齢の漁師が多く、また、海は自分たちのものであると勘違いをしている漁師も多くスピアフィッシングをしているのを見かけると、密猟だ！と騒いでいる現状があると感じます。実際、スピアフィッシング愛好家は、これ以上規制が厳しくならないように、密猟などは絶対にせず、逆に密猟者は絶対に許さないと考えている人が大半であると感じます。本改正の目的が海産資源の確保であるならば、スピアフィッシングを規制するまえに、釣りを規制すべきだと考えます。漁業者と遊漁者のトラブルが目的なのであれば、スピアフィッシングを禁止するのではなく、漁業者にスピアフィッシングは釣りと同じで遊漁というくくりで問題ないという知識を普及するべきではないでしょうか。スピアフィッシングは根こそぎ魚を捕るような漁法ではありません。釣りのほうが、海産資源を搾取しています。本改正がなされ、スピアフィッシングが禁止されたとしても、長崎県漁業調整規則の第1条の目的である、漁業生産力を発展させることには繋がらないと思います。一般国民にとって、人生を有意義なものにするために、マリンレジャーは絶対に必要です。本改正が全国に波及した場合、マリンレジャーの一つが日本から消滅することを、どうぞご考慮ください。</p>
103	<p>長崎県という自然豊かな地域での魚突きを行いたいです。魚突きという文化はそれほど迫害されるべきものなのでしょうか。</p>
104	<p>長崎で魚突きが実質禁止されることにより、長崎でも、またそれに伴い全国のその他の地域でも魚突きが禁止されるのではないかと懸念しています。まずは、魚突きをする人たちとの話し合いの場を公に持っていただきたいです。</p>
105	<p>ゴム使用とトラブルは、全く関係ありません。</p>
106	<p>私は長崎出身のものではありませんが、こちらの決定が全国での決定に大きく繋がると考えご意見申し上げます。遠出をし近海の家や地元でスピアフィッシングを楽しんでいるものです。きちんとルールに則り密猟や乱獲をせず、魚を傷つけることを極端に少なくする上にゴミなどの持ち帰りは遵守しております。SNS等で漁師の方々のトラブルを拝見しましたが一方的な見方をされていると感じました。この意見については反対で、理由は釣りやその他海関係のレジャーでも同じような問題が取り上げられており、漁師は海で餌をたくさんばら撒いたり、環境問題を考えない漁獲方法で魚を必要以上に獲っても良いけど、一般人は海にくるな！と言われてるような感じがして、ルールを守って楽しく遊んでいる方が9割以上だと思うのですが真面目がバカを見ているような気分です。個人で美味しく海の命を消費できる範囲で身体を使って取らせて頂き、QOLを高めた生活の実現やスーパーの魚などでは味わえない貴重な命を味わわせて頂いてます。ゆくゆくは子供にも教えたいと考えております。食事の前に言う「頂きます」、後に言う「ご馳走様でした」の意味を教えることが出来る貴重な教材です。何でもかんでも禁止にするのではなく、本当に大事なものはルールを破った人を見つけたら取り締まることを強化することだと考えています。密猟者やゴミの不法投棄を見つけた際に、罰金の強化や懲役の制定などそちらを厳罰化することをご意見として申し上げます。日本の海は生きている限りみんなのものだと思います。ルールを守り、安全に配慮しながら魚突きをしているの方が圧倒的に多いと言う事実を知っていただきたいです。こちらのルールを厳罰化されるのであれば釣りも海遊びも全て禁止にするべきだと思いますし、銚子だけに焦点が当たるのはおかしいと思います。長文であることと、個人情報控えた上でのご意見であること。ご配慮いただき受け取りいただけたら幸いです。</p>

107	項目に反対です。項目の削除をお願い致します。また、長崎県漁業調整規則改正（案）の19ページ(7) やす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）、は具上記項目の「ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。」部分につきまして、項目に反対です。項目の削除をお願い致します。
108	自分も魚突きをします。自分は家庭、仕事上、月に一回海に行けるかどうかで、とても楽しみにしています。それが禁止になるのはとても悲しく、残念です。たくさんの方が色々な意見を出していると思います。その意見、提案を参考にさせていただき、禁止にならない事を願っています。
109	魚突き禁止に反対です。安易に禁止にしないでください。子供も海で遊べなくなります。魚突きは日本の文化です。対馬の海でルールを守り魚突きしていましたが、禁止されると行かなくなります。お金も落とさなくなります。魚突き禁止に反対します。
110	文化を絶やすのは良くないかと思えます
111	趣味で魚突きをしています！魚突きは私にとって唯一の趣味であり生きがいでもあります！漁協や漁師の方には邪魔や迷惑がかからないようにしているのでどうかゴムの使用を禁止にしないでください。
112	さかなつきの、ゴム禁止について、今ある小市民の趣味(幸せ)を奪う事が政治の仕事なのか？この法改正で密猟者が減ることは考えられません、あたまのあまり良くない方が、無理やり対策案を出したわけですが、〇〇県のかたは、全国各地に恥をさらさないでください。最後にもう一度言わせて下さい、小市民の幸せを奪うことは仕事とは言いませんお願いですから、仕事をしてください
113	銚の使用について、地域によって漁師とスピアフィッシングをするものが友好的関係を築いているところもあります。長崎県でも、双方が共に海を大切に、条例を、遵守して漁業と趣味を行っていますので、現状の条例のままにさせていただきたいです。

114	<p>魚突きを楽しんでいるものです。今回の長崎県漁業調整規則の一部改正について本質的に間違っている点があると思われまますので意見させていただきます。魚突き師と漁師が常々衝突していること、魚突き師と密漁者の区別がつきにくいことは把握しております。しかし、今回の規則改正が密漁者の排除につながるには考えられません。ゴムを使ってのやすの使用を禁止する内容になってはいますが、やすのみを持ってそれをカモフラージュに密漁する者が現れることが十分考えられるからです。また、ゴムを使用せずに魚突きをすることは不可能です。この規則改正は魚突きを禁止するばかりで密漁者の排除には繋がるとは考えられません。次に、魚突き師と密漁者の区別が難しいことについてですが、魚突きと密漁者では、潜る場所が全く違います。素人では判断が難しいと思いますが漁師であれば容易に区別がつくと考えます。魚突きは密漁者と間違えられやすいのはあると思います。しかし、しっかりと漁師の方達で判断していただければその区別はつくと思います。今回の規則の改正は魚突きを禁止するばかりで密漁者の排除に繋がるとはどうしても思えません。魚突きも釣りと同様に趣味、娯楽の一つでそれを禁止されては困る人もかなりの数いることを理解して頂きたいです。以上のことから今回の規則改正には反対です。</p>
115	<p>これまでの、やすの定義を変える必要はない。</p>
116	<p>魚突きを趣味でしています。迷惑をかけませんのでゴムの使用を禁止しないでください！</p>
117	<p>当方、長崎県民ではございませんが、ご意見をお送りしたいと思います。他県の者が首を突っ込むべきことではないかもしれませんが、自身のルーツでもあり、帰省時には、当海域で遊漁（釣り、魚突き）を楽しませてもらっております。長崎県の漁業調整規則には、遊漁者の使える漁具として、やすの記載があり、これを根拠に、帰省時などに、ゴム付きのヤスを利用しておりました。また、できる限り漁業従事者とのトラブルを避けるため、邪魔にならないようにさせて頂いておりました。ヤスの特性上、ゴムを使用しなければ、採集できる魚はほぼなく、ゴムの規制を明記することは、事実上、魚突きを排除するものと捉えております。また、釣具屋等で販売しているゴム付きの竹ヤスで、子どもたちと海岸で遊ぶことも多々ございますが、このような手軽に楽しめるものまで規制対象となることは、一般利用含め、海面利用との親和性がどんどん無くなっていくのではないかと危惧しております。とても難しい判断かと思いますが、遊漁者に対しても過度な規制とならないよう、なにとぞ取り計らっていただけませんか。規制強化による排除ではなく、遊漁者、漁業者がともに豊かに過ごせる魅力的な海域が継続することを願っております。お忙しいところ、ご一読いただき誠に感謝いたします。</p>
118	<p>モリ突きでこれからも遊ばせてください。 ゴムが無いと魚を突くことが出来ないのでも何もなくありません。</p>
119	<p>一部の度を超えた遊漁者、もしくは漁業者とのトラブルに起因する改定だと思われまます、改正が必要かどうかの判断は、海産資源の乱獲や行為自体が漁業者の生産活動に影響を与えているかで判断する必要があると考えます。今回禁止となるゴム付きのヤスで遊漁者が捕獲できる魚の数は年間でも、水産資源への影響が説明できる総量になるとは到底思えません。0から1を作る「生産性」のある職種の間からすると、漁業者は地球の有限の資源を自分たちの勝手に決めたルールで乱獲して生計を立て、回復は基本自然任せ 魚網やウキの(不本意)投棄、船舶スクルーから漏れでる摩擦軽減油、吐き出す重油燃焼ガスで海の生態系や地球環境にしっかりと害をなしながら、自分たちのことは棚に上げて環境への影響の極小な遊漁者の自由に規制をかけるのはいかがなものかと考える。改正には納得のいく説明を要望する。</p>

120	<p>そもそも、遊漁による海洋資源の消費量は、把握しているのか疑問である。漁業者とのトラブル生起してるとの認識だが、遊漁者としては一方的に言い掛かりをつけられているのであって、各事案の詳細な分析がなされていない。この改正案の内容で改善される問題はない。漁業関係機関への建前上の改正にしか受け取れない。所掌課としての見識を疑う。密漁者との識別の為の遊漁中の表示義務等を負わせる事により十分に目的は達成出来る。漁業者の既得権が過大であり、このまま助長することは、マリンスポーツの衰退を経て観光産業に悪影響を及ぼすことは明らかである。県外者であるが担当者に確認して意見を寄せた。</p>
121	<p>海水浴シーズンは短いですが 魚突きだと半年くらいはできるので 観光施設や観光スポットが無い地方への経済効果が期待できると思います。魚突きなどに遊魚など鑑札にする。水中銃などは危険である 射程距離が長く漁業者にかなり影響がある。しかし 一般的なヤス モリ（ゴム付き）などは射程距離が30&#12316;50cm程度で漁業者への影響は軽微と思います。</p>
122	<p>釣りや魚突きをする方が近年増えたということは、それだけ海や魚に対して興味を持つ者が増えたということ。そういう方が増えればその周りの方も自然と興味がわく。この魚は何時が一番美味しい時期だとか、ここに行けばこの魚が食べれるとか。そういった興味を持つ人が増えることによって、漁業にもプラスになる。今までは売れなかった雑魚も美味いんだと情報が広まることもある。でもそういった興味を持つ人を断つことで、また魚離れが進む。興味が無ければ別に何でもいい。スーパーで揃うものでいい。興味がある所にお金を落としたいから。魚に興味なくなれば、他の食材にお金をおとす。連鎖をもっと考えて欲しい 漁業関係者のかたは。</p>
123	<p>現在の規則を大幅に変更してしまうとまた更に別のトラブル発生の問題になりかねないため、改正についてはしないほうが良いと思います。スピアフィッシングの道具を販売している会社もあり、別のトラブル問題が発生すると思います。遊漁者自らがトラブル発生させようとしているのは確認できておらず、漁業者自らの遊漁者への船の接近等が多発しており、本来の問題点がどこにあるのかを検討した上での改正が必要であり、急な改正では問題解決への解決策には繋がらないと考えます。</p>
124	<p>スピアフィッシング愛好者です。条例改正に至った経緯、意図が明確でないなので反対ではありますが、理由がある反対意見を言えません。とりあえず、銚子を使えないとゆうことなのでそれは反対です。</p>
125	<p>遊漁者と漁業者との間でトラブルが発生しているとあるが、明確なトラブルの内容が知りたい。遊漁者が「やす」で採る量が漁業に影響を及ぼす捕獲量とは思えない。</p>

126	<p>初めまして。私はもうすぐ50歳を迎えようとしていますが魚突き愛好家です。私の住む岡山では条例規制されているため、近隣の魚突き可能な県で楽しんでおります。魚突きに出会い、一生付き合える趣味として魅了され続け3年目となります。もともと腰痛持ちで日常生活でも苦勞することがありましたが、潜水技術のスキルアップを目標として心肺機能向上のためタバコを止め、GYM通いを初め日々努力を重ねております。さて、今回の条例改正について長崎県民ではありませんが「いつかは長崎で潜ってみたい」と思っている私にとってどうしても他人事と思えず以下の通りコメントさせていただきます。先ず、第45条にてゴム付きの「やす」が発射装置を有すると考えられることに違和感を感じてなりません。「海中で自らの手でゴムを引き、離れた際に生じる反発で銚先を前へ突き出す」この一過程で銚本体は常に手中にあるわけですから、そもそも水中銃とは性質が異なり暴発する可能性もありません。この判断の背景には「水中銃」規制時の条項がそのまま流用されていることがあるのではないのでしょうか。恐らくは他の方のコメントにも多くあると思いますが他県の条項を参考とし再考いただきたいと思えます。私自身も魚突きが認められている地域であるにもかかわらず、漁業従事者に注意や指摘を複数回受けた経験があります。以前から愛好家の中で「ライセンス制」「遊漁券制」等、遊漁としての魚突きの未来について意見が飛び交っておりますが、私は遊漁者・漁業者間の軋轢は、双方に共通したルールが明確に設定されていないことにあると考えています。私を含め優良な遊漁者はその地域の県条例に従うことに加えその地域の漁業権を熟知することや乱獲への配慮が必要と考えております。加えてモラルの問題ですがゴミの持ち帰りや騒音や駐車方法についての地元の住民への配慮を徹底する必要もあるでしょう。綺麗な海岸を保つためのゴミ拾いは当然のこと、海中のルアーや釣り糸の回収、ウニの駆除等、様々なボランティアに参加する一般遊漁者が増えてきています。ただ、一部の遊漁者の中には正反対の者や魚突きを装い密漁する輩がおります。漁師の方を誹謗中傷する目的でトラブルを動画サイトへUPして煽る不届き者も散見されるのが現状です。一方、漁業者は県条例を無視し自分たちが決めたローカルなルールを我々に押し付け話し合いすらしないものが多くいるのが現状となります。また、漁業従事者でありながら漁業権についての理解が未熟な場合が多いと感じています。漁具を壊される可能性や密漁者との判別が紛らわしいとの考えもありますが、彼らにとってやすの発射装置が有る無しはさほど問題ではなく、食い扶持が枯渇するから海に入ってほしくないというのが本音なのでしょう。年々水揚げ高が減少する中、漁業従事者が厳しい状況におかれているのは知っています。しかし一般的に一人が1回の魚突きで獲ることができる魚の数はごく僅かであり、昨今の水揚げ高に影響するとは考え難い。動画サイトで見られるような10kg以上の大型魚を獲れる技術を持つ人も稀です。全国で一体何人いるのでしょうか。このように、出来ることなら漁業者と握手しながら魚突きを楽しみたいと考えているからこそ、様々なアクションを通して漁業者の方へ近づこうとしている遊漁者の存在にはお気づきでしょうか？皮肉な表現とはなりますが、漁業従事者が必要以上に守られ続けている風習に矛盾を感じながらも、我々は彼らを尊重しトラブルを起こさないよう心懸けています。なぜなら行政を動かし条例改正する力は彼らにあると考えているからです。残念ながら、今回条例改正の方向へ舵を切られたようですが、やはり遊漁者と漁業者はフェアな立場にいないことに落胆しております。どうしてこの案を出した後ではなく、出す前にパブリックコメントを求めないのでしょうか。集めたパブリックコメントを精査した後に案を出すのが当然の道筋と考えるため到底納得できません。この案はゴムを禁止することで事実上、魚突きを全面禁止に追いやることで漁業従事者を守るように感じてなりません。優良な遊漁者を海から遠ざければ密漁・条例違反者が急増し続け、取り締まる側の仕事が増えていくでしょう。その結果、無駄に税金が使われる結果となるのではないのでしょうか。遊漁者・漁業者間には大きな隔たりが存在しています。同時にこの溝は双方の理解や努力により必ず埋められると信じております。行政には漁業者を守るための一刀両断的な改正ではなく、遊漁者と漁業者にとってウィンウィンの関係を作るためにその役割を務めてほしいと願います。「スピアフィッシング」を楽しむ権利を一般市民から強制的に奪い取る選択だけはしないでください。私たちは前例が出来上がり全国に波及することを心の底から危惧しております。この改正の影響力を考え慎重な決断をしてほしいと願うばかりです。どうぞよろしくお願い致します。</p>
127	<p>沖縄県で潜り漁師をしている者です！ただでさえ漁師が減ってる中魚突きで楽しんでそこから漁師を目指す方も多いです！ゴム【発射装置】として使えなくするのはどうかと思います！密猟などで漁師と遊漁者のトラブルは確かにありますが将来の人の為に資源を残すつもりでしようが、そもそもの若い漁師がいなくなったら本末転倒かと思えます。それこそ現代のおじいちゃん漁師で終わります。</p>

128	改正後使用できなくなった場合、損害賠償はどこが責任とってもらえるのか漁業組合なのか等も明記してもらいたい。
129	この記載だと、ゴムの付いたやすがすべて発射装置を有すると解される可能性がある。本体を動かすためのゴムは許可してほしい。本体から発射体が離れる（ライン等の結合は離れるとみなす）ものを規制すべきで手で持って、本体を動かすためのゴムは許可してほしい。記載方法としては、（発射装置を有し、手から離れる者を除く。）とすべき。発射の定義をもっと明確にすべきで、やすの落下防止のために、ゴムバンドを付けることも、ダメになりかねない。この定義が全国に広がり、スピアフィッシングがより悪いものにみられることが目的となりそうです。釣りより、鉛やナイロン糸を放置せず、魚を選んで突くスピアフィッシングは、海にも魚にも優しいスポーツです。密漁者と区別する方法を検討すべきで、一蓮托生に規制することは、権利の侵害と考える。
130	反対します。まず、遊魚者と漁業者のトラブルとは何でしょうか？近年、魚の不漁が続いているからでしょうか？漁業者ばかりに耳を傾け過ぎではないでしょうか？実際に海に行って漁業者の船や海中を観て下さい。魚が獲れなくなったのは、今まで資源回復に眼をむけず、根こそぎ獲り続けてきたせいではないですか。また、船外機冷却からのオイルの垂れ流し、船上からのゴミ捨て、大量の網、漁具の海中への投棄。漁業者の船が出航するたびに自分達の大事な環境を破壊しています。魚が獲れなくなるのは当たり前だと思います。どちらが問題でしょうか。遊魚者だけでなく、漁業者も制限する。これが法を定める上での必定だと思います。
131	何故禁止にするかの納得が行く説明不足。 禁止するべきではない。
132	ルールを明確にして守っている人の自由を守る取り組みを希望します。
133	松浦党は上記改正に断固反対します。規制で海を縛るのはやめて下さい。
134	スピアフィッシング禁止に断固反対。 そんな事したら長崎県の恥
135	趣味程度でスピアフィッシングを楽しませて頂いている者です。当然の事ながら、法令を遵守し、都度、県の水産課の方に問い合わせ、許可を得た上で行っております。今回の改正によって多くの善良な遊漁者が去ってしまう事を心苦しく思います。それにより、銛を使わず獲る事が容易であり、遊漁者の漁獲が禁止されている生物(貝類、エビ、タコ等)の密漁がこれまで以上に横行する事に繋がります。どうか改正の再検討をお願い致します。漁業者の方々と同じく、海を愛する者として。

136	私は長崎県平戸市〇〇町出身です。田舎に帰ると魚突きを楽しんでいます。どうか魚突き禁止にしないで頂きたいと思います。
137	危ないや邪魔、ポイント確保や自分が不漁なのにもりつきしてる人はとれているなどの嫉妬など、漁師達がりつきをするひとを嫌う原因はさまざまだ。だが海はすべて漁師のものでもないしそれなのであればジェットスキーなども危険の対象になりうる。海はとても広い。もりつきなど遊びで潜っている人たちが行ける所はたかが知れている。私たちが制限されるのではなく船を持っている漁師たちがもっと沖にできればよい。
138	条例改定には反対です。理由：トラブルの根本的な要因は密漁者の存在であり、今回の条例改定案では直接的、対策にならないと考えられるからです。また、トラブルは存在するルール(条例)が認知しきれていない事が問題であると思いますので教育や周知を十分に実施すれば解決されると考えられます。スピアフィッシングを一方向的に禁止するのではなく、共存できる形の条例改定をご検討頂けたらと思います。スピアフィッシングを趣味に持つ身としては、長崎県は非常に魅力のある憧れの地ですので、どうか宜しくお願い致します。
139	ゴムを利用したやすの禁止に反対します。ゴムを利用するやすは広く知られている一般的な道具です。私も子供のころはよく友人と魚を突いて食べて遊んでいました。なんでも規制すればよいというものではないと思います。こんな改正案が出てしまうことがショックでなりません。漁業者からの要望で改正案がでたと聞きましたが、そもそも海は皆のものであり、漁師のものではありません。行政がこんな横暴を許すべきではないです。
140	まず、何故遊漁者にこれ以上の規制を強いるのか？→釣り等は何処でも出来るのに何故魚突きが規制対象になるのかが遊漁者にとって納得しがたく、具体的明瞭な理由が問われる。→一般的にビジネスの世界では、商売人と同じモノやサービスを提供する一般個人に対し規制を強いることが果たして通用するのか？漁業者と遊漁者の関係はそれとは何が違うのか？そもそも漁業規則は何のための誰のための規則なのか疑問でならない。漁業者の都合によって遊漁者への規制を強いるのであれば、一方向的に規則を定める前に両者や第三者も含めた議論をすべきではないかと思う。このようなことが現代の日本で行われようとしていることに落胆を隠せない。遊漁者にとってみれば漁業者の既得権益増大という時代と逆行したもののように映る。何故漁業者が遊漁者を排除する風潮なのか具体的明瞭な理由が問われる。議論があった上で管轄行政のご指導・監督の元、両者がある程度納得出来るルール作りとその周知徹底があつて然るべきではなかろうか。これまで漁業者の乱獲による資源枯渇、安売競争の利益損失と人材不足など、「漁業」だからという問題ではなく、「ビジネス」としてもっと根本的な問題があるようにしか思えない。組合や漁業者一人一人の販売力収益力の向上などビジネス一般の世界では当たり前のそうした取り組みがきちんと成果を出さなければ漁業者の遊漁者に対する感情は変化しないだろう。長崎県のようなとても豊かで非常に魅力ある海に多くの人魅せられ引き寄せられているのは言うまでもない。しかしそうした既得権益を守るように感じる行動や規制を強いるとなれば、自ずと人は離れていってしまうだろう。これからの時代、地方はいかに人を引き寄せるかが重要と感じる。島根県のように県外などから通っていた遊漁者が移住するといった事例が多くあるという。この規則改正が全国の各地方に活力を与える起爆剤となるような前向きなものとなるよう期待します。

141	<p>魚突きは世界では特にサステナブルな漁法（レジャー）として知られています。このような現代において必要なレジャーを無くすのはいかがなものかと思えます。これを無くすのなら、むやみやたらに取り必要ではない魚を捨てるような漁法を無くしたほうがよいのではないのでしょうか？</p>
142	<p>原始人みたいに銚でつつけと？w何の為の規制か理解できません。再検討願います。</p>
143	<p>魚突きをルールを守った上で行うことは自然に触れ合うレジャーとして、歴史のあるとても素晴らしいものです。実際、私は幼少期から魚突きに憧れ、大学生になった今、魚突きサークルがある大学で、魚突きサークルに入り、楽しんでいます。もちろん、サークル内で安全管理、装備、救命講習の受講などルールや安全管理を守った活動をしています。これほど、素晴らしい魚突きが長崎県でできなくなるのはとても残念です。また、これを契機に全国的に、魚突きが禁止される可能性もあります。ルールを守った魚突きに理解を頂きたいです。</p>
144	<p>僕は小さい頃から 沖縄で モリ突きして 魚を食べたりしてます今回の法改正の話聞いて ビックリしています なんでもかんでも 漁師の話すことが 正しいかとうと そうでもありません 確かに密漁は よくありません 密漁した人は 顔写真などを 晒して公共の場にのせて 罰金刑など重たい刑をすればいいとおもってます僕は 海が好きで サーフィンなどもしており ビーチクリーンなども声をかけていろいろやっていますが 漁師の人が来たことは一度もありません 来てる人はみんな 海好きな 一般人です それで 何が 法改正ですか 自分達の利益の事ばかり 考えて 実際上 定置網なども 珊瑚にからまったままじゃないですか 漁師こそ資源を大切にしています これでもリ突き禁止とかなった日には 日本の終わりだともっています</p>
145	<p>私は海を中心とした地球環境について、各地区の児童館の子供たちとともに考え、実地活動を広げている者です。このたびの漁業調整規則の改正案は以下2点でSDGsに反していると考えます。(1)銚やヤスを用いた魚の捕獲は、どんな漁法や釣りよりも地球環境にやさしくエコです(2)銚やヤスを用いた魚の捕獲は、どんな漁法や釣りよりも無駄な命の殺生ほぼありません【(1)の補足】釣り師は多くの根がかりした仕掛けや釣り針や糸、を海中に残し、漁師らは回収しきれなくなった魚網などを海中に置き去りにしているばかりか、船上の生活用品や洗剤などを海に垂れ流していることが、海に潜っているとよくわかります。私も子供らとともに可能な範囲で回収するようにはしておりますが、到底手が回りません。また昨年ある子の夏休みの自由研究の調査結果によると、海岸の漂流物の6割以上は漁師らから発生したゴミです。※調査場所：平戸・〇〇〇一方で、銚やヤスを用いた魚の捕獲では、一切のゴミを海に残しません。【(2)の補足】漁師や釣り師も本命ではない、あるいは網にかかったものの市場で売れない魚を港や海に投げ捨てられている状況は誰もが見かけている通りです。さらに海中に目を向ければ、放置された魚網にかかったまま死んでいる魚の数は目を覆わんばかりです。一方で、銚やヤスを用いた魚の捕獲では、狙いたい魚（大きさ、魚種）だけを狙い、無駄な殺生もしません。ましてや魚突きは、古代の壁画にも描かれているほど大昔からの捕獲方法でもあり、子供たちに継承していく文化的にも損失は計り知れません。以上の理由により、このたびの漁業調整規則の改正には断固反対でございます。私は今後とも、子供たちにこうした文化とともに「命をいただく」ことを伝え、地球環境にまで思いをはせた「いただきます」を言える子どもたちが増えていくことを願っております。</p>

146	<p>(1)私の立場私は、ヤスでの魚突き愛好家です。2年に1度ほどの頻度で、魚突きしない友人約5人を連れて貴県五島市〇〇町〇〇の民宿〇〇に宿泊し、その近くの海で魚突きを楽しんでいます。(2)改正案への意見改正案 第 45 条 (7)の改正に反対します。反対の理由は、以下(3)から(6)で述べます。(3)反対の理由1改正概要にて、「・本県においては、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、これを広く示してこなかった」と記載されています。しかしながら、55歳の私が生涯で店頭でも海でもゴムの付属しないヤスを見たことがありません。ゴム付きヤスの禁止とは、ヤス禁止と同じ事です。「もり」とは、主に鯨を船上から突く道具で火薬で飛ばす捕鯨砲ができる前はゴム無しでした。すなわち、銛とヤスとの違いは、ゴムの有無ではなく、近代にあっては装置で発射するものが銛、その昔にあっては船上から海面に向かって投射するものが銛でした。貴県の「やす」と「もり」との区分は、魚突きを禁止する為に日本語としてのヤスの定義を捻じ曲げた造語に過ぎません。(4)反対の理由2魚突き愛好者やヤスの製造者や販売者から意見を聞いた形跡がありません。大半の魚突き師は、適量の魚を突くだけで、漁業者とのトラブル原因にはなっていないはずで、漁業者がどのような権利侵害を受けたのか、それを防ぐために魚突きを禁止する手段がどれほど有効なのか、他の手段はないのか、規制される側の当事者も交えた丁寧な議論を経たものでない改正案は、日本国憲法第13条幸福追求権の一方的な侵害です。日本国憲法第13条すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(5)反対の理由3魚突き愛好者数は、漁師や釣り愛好者に比べると少ないです。前項の丁寧な議論がない状態で、数の力で少数者を圧殺することは、ダイバーシティ(多様性)を推進する先進国諸国及び日本政府の方針に反します。(6)反対の理由4改正案が通れば、貴県には行きません。私は自分1人だけでなく、魚突きしない友人も誘って旅行しますので、その分、貴県の観光業や輸送業の収益が下がります。美しい海に囲まれた長崎県こそ、魚突きを後押しするべきで、魚突き禁止は観光立国を謳う日本政府の方針に反します。なお、欧米やニュージーランドでは、ヤスだけでなく水中銃を使うレジャーも許容されています。</p>
147	<p>海はみんなの物だと言うのはただの我々の言い分だとは思いますが、確かにそおではないでしょうか？貝等漁師の方が放流した物をその他の者が採取する行為は罰すべきだと思います。しかしながら天然の魚をとる行為は与えられた自由の権利ではないでしょうか？それならスピアフィッシングと魚釣りの何が違うのでしょうか？具体的な対策としては、貝やその他漁師の方が金銭を出して放流したものを採取した者への罰則を強化してはいかがでしょうか？</p>
148	<p>一般に量販店で販売されているゴム付きのヤス(商品名は「銛」の場合が多い)を禁止するという認識でよろしいですか？一般に普及しているものを禁止するつもりならば、その経緯と何が問題なのかを明示して頂きたい。十分な合意形成が為されているとは言えない進め方で前例を作って欲しくありません。</p>
149	<p>反対です。一方的です。みんなの海です。平等じゃあないです。裁判してもいいです。</p>
150	<p>改正案に反対です。まず、第一に、海は漁業者の物ではありません。そして、遊魚者の使用するゴム付きのヤスが、海洋資源に影響を与えるとは考えられません。まず、トラブルの内容を開示して下さい。漁業者の一方的な意見で法改正するのは、言語道断だと思います。国民の権利を奪う、意憲法立法です。</p>

151	<p>今回、銛突きの改正案が出てると言ったところで、銛突きをやってる身としては非常に悲しい思いです。私は長崎出身で小さい頃から銛突きをやってましたし、その思い出深い趣味が今回の件でなくなるかもしれないのは私自信も辛い事ですし、周りの銛突きやってる方達も同じ気持ちだと思います。大人になって銛突きをやってる最中に漁師の方に声をかけられ、離水したことも何回かありますが、水産庁に連絡し、確認した上で、直接話しかけて来られた漁師の方の組合の方に電話し、許可を得て同じ海域で潜ったことも何回もあります。その反面、地域によっては、銛突きのコツなど親切に教えてくれる漁師さんもいっぱいいたし、そこで、色々な話を聞けたりして楽しかった思い出もあります。やっと、そこまで築き上げてきた漁師さんとの関係が今回の件で全て失われるのは長崎県人としては非常に辛いです。確かに、密漁するクソみたいな連中も中にはいるみたいだし、漁師の方と口論になる方々もたくさんいると思います。密漁は絶対反対であり、逆に見かけたらシバキ回すぐらいの気持ちです！私も、初めて漁師さんに声をかけられて離水した時は2時間車を走らせ、銛突き開始して15分くらいで離水したこともあります。声かけしてきた漁師の方の口調も荒々しく、こちらも文句を言ってやろうってなった事も多々ありました！しかしながら、私達はちゃんとした正規的なルールに従ってやってる訳であり初っ端から荒々しい態度をとられると、人間なんで誰もが口論になると思います！これについては、各漁業組合に対して銛突きは許可されていて、こう言った物は禁止されているなど、細部まで徹底出来ていない事が1つの原因だと私は考えます。上に立つ者が、しっかりと責任をもって徹底する事は揉め事を無くしていく要素でもあると思うので、それを踏まえて今回の改正については検討してほしい！※逆に禁止することで密漁なども増える可能性もあると思います。しかしながらルールを守ってやってる人がいる事で密漁者もこっちの様子が気になって何もとらずにすむかもしれません！そこは確実とは言えませんが密漁者だけでやるよりは他人がいたほうが効果は確実にあると思う！検討お願いします。</p>
152	<p>魚突きに対して、全面禁止は間違っている。種苗放流などを行なっている魚種に対しては漁業権を行使できるので規制は正しいが、何もしていない魚種に対しては誰もが平等に採捕できるべき。もし、何もしていない魚種に対して規制をかけた場合、それは完全なる違法な独占である。漁師による一方的な規制の圧力は、平等性に欠ける。万人に対してのフェアな規制を求めます。</p>
153	<p>水産資源なのは分かるが月一で、しかも殆どの人達が趣味として楽しんでいるものをトラブルが絶えないの一方的な理由で禁止するのは納得出来ない。そんな事言うんであれば釣り禁止になっている場所で堂々と釣りしてトラブルになってる様子をメディアで取り上げられたり禁止にすべきとか言ってるのが実施されないのは何故なのか？企業や国の利益にならないものを何でもかんでも禁止にすんな、魚突きしてる人口が少ないから問題ないと思って言ってるんだったら断固拒否しますつい最近も海上保安庁に呼び止められて聞かれたけど、終始穏やかに話して納得してくれてましたよ？というか真昼間から密猟するやつなんていないでしょ、普通に考えりゃわかるよね自分はきちんと説明してるし、海上保安庁とも話してるからトラブルになった事は一度もない。何を以て趣味の一環を禁止する権利があんのか魚突きをしている大多数を納得させてみて欲しいわもし禁止するなら勿論漁を行なっている人達もって事になるんですよ？それか免許制度を作るのかまたは漁業権の様なものかなにか作るのか、代替え案は最低でも出して下さい。まあ絶対反対ですが理由になってないから無理です。</p>
154	<p>反対します。改正された場合、長崎産の農林水産物全ての不買運動を起こす所存です。</p>

155	<p>反対します。海は誰のものでしょうか？漁師の利権をそこまで保護する必要はありますか？私は大阪の人間ですが、長崎県にはよく遊びに行きます。海で釣りや磯遊びをするのが楽しいのに、ヤスを禁止するって本気ですか？禁止されたら長崎では遊べないから他県に行きますよ。近くの淡路島では、漁協の人や漁師さんが、一般の人の海遊びに何も文句を言いません。むしろ、ほほえましく見られています。その結果、淡路島への観光客は増加し続けています。密漁は厳しく規制して、どんどん摘発して下さい。漁業の保護なら、養殖などに力を入れるべきでしょう。また、近隣諸国の違法操業をもっと取り締まって下さい。素人が水遊びで得るわずかな獲物に目くじらを立てるより先に、やること山積ではないですか？水産資源は右肩下がりで落ちています。これは素人の海遊びとは関係ありません。水産行政のあり方について、根本的な見直しを求めます。</p>
156	<p>私は兵庫県民です。兵庫県を含めなぜか3県だけが魚突き禁止とされてきました。私は魚突きをするときは他県まで足を運び楽しんできましたが禁止の3県を含めこれが全国になろうとしていますね。魚突き人口が増えると貝やタコ等の密漁は確実に増えると思いますが、これは広報を含めた教育が行き届いていないからです。魚突き以外でも同じことで「何事においても責任が発生する、やっていいこととやってはいけないことが存在する」ということなのです。これは釣りでもキャンプでもバーベキューでも同じことです。小さい物のリリースやゴミの事、他人の山に勝手に入る他、日常生活でも同じことです。こういう教育を行わずいきなり「禁止」というのは如何なものでしょうか。確かに漁師さんたちは「仕事」私たちは「遊び」なのですが、あまりにも漁師さんたちを過去から保護しすぎていませんか？私たちが持ち帰る魚を「本来漁師のもの」という意見がありますが漁師さんの思い込みです。私たちが潜っていても、釣り師のルアーや針、漁師さんの切れてしまった仕掛けが海底に引っかかっています。海にゴミをまき散らしていますね。これは私たちでなければ回収が不可能です。現に毎回可能な限り回収して持ち帰っております。ここを見てください。 https://lessplasticlife.com/marineplastic/source/fishing_industry/ 漁業から発生するごみは10%とありますね。ここは規制しないのでしょうか？漁師さんもライフジャケットの着用が義務のはずですが着用しているのを見たことがありません。保安庁は大きな巡視艇で来るのでその音や事前の連絡(リーク情報)でその日に限り全員がバッチリ着用しているときもあります。温暖化？による海流潮流の変化で瀬戸内でも漁獲高が減ったと聞きます。これも海洋ゴミも私たちのせいではありません。魚突きだけを的にかけるようなことはしないでください。私たちを排除しても漁獲高は変わりません。</p>
157	<p>海は太古の昔からみんなのものでした 近年になって漁業権なるものが決定されて、縛りのあるものと変わってしまいました 私は親父から素潜りを教えられ、魚突きを教えてもらい、現在68歳です 鹿児島県在住で親父と一緒に潜ったあちらこちらの海に思い出があります その海に潜って魚突きができなくなってしまうと、親父と私の海に関わってきた歴史を否定されるようで悲しくなります 親父とは獲った魚を老人ホームにプレゼントしたり、鬼ヒトデ撲滅対策で漁協さんのお手伝いなどもしましたどうか私の好きな海 親父の思い出がある海を取り上げないでくださいどうかお願いします 鹿児島県在住 ○○○○</p>
158	<p>遊漁者の事を考えない一方的な規則改正ですね</p>
159	<p>釣り人のマナー悪のはオッケーなんですか?純粋に魚突きだけなのに、</p>

160	<p>新たに規制かけるの反対です子供の頃から海に親しんで、モリなど使って遊んでましたその影響などで今も海がとても好きで漁師になりたいと思い始めてます。このような昔からからやってたことなどが出来なくなると、漁師になる人が減るなど、幼少期に海に関心が無くなったりする可能性が有ります。一般の人がSNSなどで人を集めて海に潜ろうと呼びかけなどは辞めた方がいいと思う海が好きな人は自分で探していくものです。大々的に人を集めて潜って資源が無くなる可能性も残念なので大々的にやるのは自粛してもらって、火曜潜り倶楽部は解散してもらって、個人的に、やってもらいたいです</p>
161	<p>やすに関するゴム付きは容認してほしい。少年時代の素晴らしい貴重な体験を後世の若者達にも味わってほしい。少なくとも、漁業を阻害するほどの遊びではなく、海水浴で使う安価なやすまで規制される事は残念におもうため。</p>
162	<p>長崎県に遊びに行く理由がなくなるので、禁止しないで欲しい。</p>
163	<p>なんでモリつきを禁止するのは意味がわからない</p>
164	<p>昔から海で潜ってるのに 貝も魚もダメじゃ やり過ぎでしょ</p>
165	<p>海は漁業組合、漁師だけのものではなく、誰もが平等に使えなくてはならない。漁業組合、漁師の都合、漁の不調で規則を変えるのはあまりにも身勝手、今まで通りゴム付きやすの使用を認めてもらいたい。せめて県民は使えるようにして、県外者は禁止とかにすれば良い。</p>
166	<p>年に2,3回佐世保に訪れています。長崎県の魅力は海にあると思います。行く度に浜辺へ足を運びたくさんの美しい島を眺めて癒され、魚種の豊富な海に釣りにも出ています。魚影の濃さや魚を近くに感じたくてつい海に行ってしまうように、自然の中でその日食べる食料を調達できる環境は、限りなく羨ましい財産ではないでしょうか。九十九島のように浅瀬の多く存在する長崎県で魚突きをするのはどれだけ自然を愛する人たちが容易に想像できます。彼らはきっと今まで長崎の自然を守り、海辺の環境に最大限気を使い魚と触れ合ってきたと思います。友人の釣船に乗せていただいた時も、お父様がその日のおかずになる魚をモリで突いて毎日の食卓に上がるのだという話を聞き、なんて素晴らしい環境なのか、いつか移り住んでみたいと思いました。日々の暮らしに完全に溶け込んでいる魚突きが禁止になれば、長崎にお住まいの家族は食べることも困るでしょうし、長年資源保存に配慮して守ってきた海を奪われるのと同じことではないでしょうか？憧れの長崎県にゴムモリを使った魚突きを禁止する条例が出来事に強く反対致します。願わくば一方的に改正される事のないよう、再検討宜しくお願い致します。</p>

167	見直しし、改善しないといけない部分が抜けているのを自覚出来ていないと思います。
168	他県では発射装置の定義を明確にしていますゴムが付いているものは全て禁止というのではあまりに乱暴な改定だと思いますこの条例改定は漁業者からのみの意見を通して相手方のレジャー者の意見を聞かずに条例を改定しようとしているのでしょうか？私はレジャー側です公平な対応をお願いしたいです
169	子どものころから地元の海に親しみ、発射ゴム付きのヤスで魚を突いて遊び育ってきた身としては、賛同できない。魚突きは海の怖さ、危険さ、命の大切さ、海の生物の多様性、海の多面的機能、漁業者への畏敬を学ぶ貴重な遊びだった。海水浴や魚釣りなどでは到底学ぶことのできない、海の豊かさ・深さを学ぶことのできる貴重な機会を、大人の事情で子どもから奪うこの改正には反対。また、海に囲まれた長崎県で育つ「強み」を削ぎ、長崎県の魅力が減る。他県と同じように改正すべきではないと考える。
170	県がスピアフィッシング愛好者との話し合いもなく一方的に決定した条例改正案に反対します。漁師や漁協とスピアフィッシング愛好者との双方が納得できる内容にしていきたいです。
171	漁協の意見だけで政策を変えるのはおかしいのではないのでしょうか。モリ突きは個人で食べる量の魚しか取らず、またそういったある種観光業と考えるとそこに関わっている人たちの意見を聞かずに一方的に禁止するべきではないと考えます。少なくとも話し合いをする場を作るべきではないですか？
172	確かに漁師の生活などもあるので、大変なものわかりませんが、沖縄で生まれ、おきなわで育ち回りは海で、小さい頃から海で遊、魚などを取ったり、釣りなどんじていて、なぜ、今になってそう言うことを、言い出すのか漁師が海を守るために活動などを行っているのか分からないし、私たちは、ビーチクリーンなどもして海を大切にしていますが、逆に編みなどで大量に取る漁師のほうが資源を考えるべきでは、ないかなとおもいますü️

173	<p>やすの使用禁止については、少し考えてほしいと思います！もちろん、漁師さんも色々大変だと思います。只、一方的な意見を尊重して禁止にしてしまう事もどうかと思います。今後、やすだけでなく、釣りや潮干狩りなども禁止になるなど発展しそうな不安を覚えます。コロナ渦でマリン関係の趣味を持つ方も増えていますので、どうか慎重なご判断をお願い致します。</p>
174	<p>反対いたします。福岡県に在住していた当時から長崎県には何度も訪れております。市内観光から五島列島など何度も訪れております。五島列島では友人たちと魚突きを楽しみました。9月ごろでしたが海外リゾートかと思うくらいの透明度の高いきれいな海で、ルールを厳守した上でスノーケリングや魚突きを楽しみました。地元の民宿で宿泊しましたが、料理をおいしく、良心的なお値段で観光を楽しみました。今回の改正案ですが、改正理由への理解に苦しみます。上記程度の魚突きが本当に漁業を脅かすほど影響力を持つのでしょうか。通常の釣りとどこまで違うのでしょうか。もし改正を行うのであればそれを客観的に示すデータの提示が必要と思います。現状の改正は主に漁業組合の方の感情的な妬みから大きな理由と考えます。ゴム使用のヤスでの魚突きが漁業に対しどれほどの影響があるのでしょうか。データや客観的な事実に基づいたご判断をお願いします。</p>
175	<p>現状だと、一方的に遊魚者を悪者になっているが、そこはどうなのか。魚突きは漁獲量などには影響しないので、釣りの方が漁師にマイナス面が大きそうだが。漁師はヤクザと繋がっていたり半グレ者が多いが、そちらの意見のみ聞いて決めるのはどうかと思う。また、少なからず魚突きを求めて長崎県を訪れる人もいるわけでそちらの経済効果も無くなってしまいが如何か？</p>
176	<p>僕は反対です！海は皆んなのものだと思いますいきなり制限だのなんだのと言われてもこっちは昔から海で育ち海と生活をしてきました僕たちの生きがいをうばわないでいただきたいです！</p>
177	<p><意見内容>ゴムを使った魚突き禁止について反対いたします。子供たちが体験する貴重な機会を奪う案だと思います。県外から訪れる観光客に対しても減少を促す案だと思いますので長崎県にとってもマイナスになると思いますので反対意見を送らせていただきます。</p>

178	ゴム付きヤリは、魚取りに必要なのでお願いします。
179	お世話になります。魚突き規制について意見させていただきます。僕の友人が〇〇〇〇〇〇を経営しております、会社的にかなり打撃を受けそうです。僕らの遊び場の確保及び長崎県の繁栄の為に再度ご検討頂けないでしょうか？ご検討宜しくお願い致します。
180	大切な友人のお店が潰れてしまいます。改正案に反対です。どうぞよろしくお願いします。
181	<p>最も強い表現を用いて反対と非難致します。第一理由 憲法違反に該当する。第二理由 採捕の方法に関し明確に法規制する理由が存在しない。又、根拠法、根拠事由、根拠統計が無い。 あればその理由は一般公衆に容易に晒される程度で公開されるべき事由と思料する。第三理由 地方自治権の濫用であり公共の福祉に反する。第四理由 長崎県行政に対して過度な関係機関との癒着とも解される法整備である。第五理由 ヤス使用と漁業調整規則での利用規制理由に因果関係が無い、又その証明がなされていない。 よって違法性がある、又、違法性を阻却する理由がない。第六理由 魚突き愛好家との調整を図る方法を模索し調整することが、 行政の重要な役割であり、責務である。又、それは行政の存在意義であり、行政の崇高な業務の一角 である。 行政の皆様には、全国的に波及すると思料される、この法整備の問題に格段に配慮していただき、行政としての崇高な使命を全うする趣旨での、高度な意味での調整を図っていただきたいと思料します。 長崎県行政が全国的に押し量られる問題であることを強く意識して対応願いたいと思料します。</p>
182	<p>日本に原爆の経験は広島のみならず、47都道府県の中でも平和や尊厳、道徳などよその県よりも経験から学んでこられたはずですが、漁師と遊魚者のトラブル回避とありますがどちらか一方が理不尽に条件を飲まされる事がトラブル解決法でしょうか、漁師がえらいから、仕事だから、多いから、いままでそうだったからだからそちらの意見が正しい、立場が強く数が多い方の意見が通るのでしょうか、一概には言えませんが漁師は基本海は自分達のもの海の資源は自分達だけの物と思っている方が多いようです魚突きをしているだけで文句言われます、自分の庭で遊んでいるものが許せないんでしょうね、フェイスブックなどでグループ化したチームなどでは漁師は仕事魚突きは遊び遠慮しましょうなどの考え方は非常に多くみな趣味存続のため思考錯誤していますそれがただ気に入らない、むかつくから、そんな意見の片棒を市が担ぎ理不尽な条令を通すのですか、スタートがこうなります文句あるなら意見どうぞです、それがフェアですか？民主主義ですか？大人の事情でなるべく得のある漁師の意見を尊重したいのならば原爆が落ちたのが長崎県で心底良かったと思ってしまう、どうか今からの世代達の見本となる決断をよろしく願います、確かに悪さをする遊魚者もいるでしょう、しかしながら趣味を愛し海を愛し大切にしているものがあるのも事実です</p>

183	<p>私は学生時代に他県に旅行に行った際に、長崎の魚や魚介類の美味しさに改めて感じました。そこで私は改めて長崎の海の素晴らしさについて知りました。そんな誇りある長崎を感じたり、自然に触れ合える機会を多くの人に感じてもらえるようにするのが大切にするべきだと考えます！誇りある長崎の海を地域の住民や他県の方に接することができるようにして欲しいです。</p>
184	<p>(1)ヤスに対する規制について 魚突きにおいて、ヤスにゴムを使わなければ魚は確実に取れませんが、これを規制する目的が何かを明白にさせていただきたい。ゴムの規制をするということは、個人の趣味として行っている魚突きを禁止するということになり、個人の自由を侵害している行為になります。そもそも、ゴムをつけたヤスは水中銃とは違い、トリガーなどが無いため、誤射による事故はありえないのです。それを念頭においたうえで、規制について考えていただきたく思います。(2)規制の背景について そもそも、ゴムを発射装置として規制しようとするのは、何故になのかを明確化してください。魚付きをする者達は、日々密漁者などの犯罪者として勘違いされる上、あたかも自分の海かのように魚付きをする者に対して文句を言う漁師にストレスが溜まっています。規制に踏み切る前に、漁師などに対して、魚突きが合法であることを説明することが市の取り組むべき対策ではないのですか？</p>
185	<p>ゴム等の発射装置付きのヤスの使用を認めてほしい。子供が夏の間、潜って魚を獲るのを楽しみにしている。釣りと同じように技術が必要で、乱獲する心配もないのに、規制する意味が理解できない。一方的に規制するのではなく、問題点をもっと具体的に明らかにし、妥協点を探してほしい。せっかくきれいな海があって、たくさんの楽しいアクティビティがあるのに、その一つを潰して、海の魅力を減らさないでほしい。</p>
186	<p>改正規則第45条（19/28ページ）について、意見申し上げます。「手モリの後端に付けるゴム」を禁止するというのは厳しすぎではないでしょうか。他県の規則を参考に致しますと、「発射装置」を有するものという点が多く見受けられます。ゴムは発射装置に当たらないという解釈の都道府県が多いようです。今回の長崎県の改正におかれましては、子供達を始めとする県民が、海に親しむ権利を阻害する恐れがあります。また、全国的にも話題なりつつあり、悪手となり得ます。漁業者と遊漁者の溝を深いものにならぬよう、切実に願っております。</p>
187	<p>ゴム仕様の魚突きについて技術を要する文化を継承してきた文化を衰退させる案だと思います。日本でも海に面する地域が最多の長崎県だからこそ可能性を持っているだけに禁止することで衰退する文化を理解したうえで最善の策を考えて頂きたいと願います。よってこの改正には反対します。</p>

188	長崎の海に魅せられて移住してきた家族としては、長崎で素潜りして魚突きができなくなる可能性があることが残念でなりません。最低限のルールは作りつつ、長崎の海がみんなのものであり続けることを願ってやみません。
189	五島市出身で幼い頃から魚つきを楽しんできました。現在は千葉県に住んでいますが夏がくると帰省しての魚つきが楽しみでしかたありません。海でのマナーや漁師さんの感情、海の資源の大切さも理解出来ます。が、海での楽しみを私たちにも分けていただきたい。例えそれが有料となっても
190	1. 【改正概要】に「1 遊漁者等の漁具、漁法の制限の明確化（第 45 条）本県では水産資源や漁業者の生産活動への影響を考慮し、遊漁者が使用できる漁具や漁法を制限しているところであるが、近年、マリンレジャーが多様化し、「やす」などの刺突漁具を用いて魚類等を採捕するスピアフィッシングが広まりつつあり、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している。」とあるが、係るトラブルが生じている具体的な漁業者と遊漁者、場所、件数、水産資源と生産活動への具体的な影響の度合いなど、規制を検討するに値する具体的かつ合理的な説明が欠けており、説明を求めます。2. トラブルが生じているということで、解決等に向けて、どのようにいつ、当事者間で協議が行われてきたのか、説明を求めます。もし、ないのであれば、このような規制改正案の提示ではなく、まず協議の場などを設けることがあって然るべきと考え、そのような場を求めます。一方的な規則改正と理解されるのが自然と考えます。
191	遊漁者にも銚の使用可能をお願いします。何故ゴム使用がダメなのか分かりませんが、もうやるなど言ってるようなものです。それと、遊漁者から潜り漁の楽しさ素晴らしさが分かって漁師を目指す方もいると思うのですが、こんなに厳しくなると今後そこから漁師を目指す若者が減っていき潜り漁も無くなっていく可能性もあると思います。よろしくお願いします。
192	この度「もり」の禁止が明確化されましたが、その理由はなぜでしょうか。漁業者とのトラブルとありますが、ルールを守り、必要な食用しか採捕していない身としては理由説明が乏しく納得がいきません。
193	事実上、魚突き禁止となってしまう条例改正は反対です。海はみんなの物で、全ての人に平等に有るべきだと思います。魚釣りはOKで魚突きだけ規制するのは不平等です。
194	今回の改正に反対します。いたずらに規制するより漁業関係者と海遊びが好きな人間との共存を考えてください。子供たちから自然に触れる機会を奪わないでください。よろしくお願いいたします。
195	前略今回の改正案ですが、断固反対したいと思いい見を掲載させていただきます。海が好きで小さいころら海での遊びを様々していますが、最近では磯遊びをしても何かと漁師が細かい文句を言ってきます。当方違法な収集や行為をしていないのに、文句をいつてくるような風潮において更に磯遊び側が迷惑を被るような改正はやめていただきたい。長崎県として逆に漁師側に違法なことをしてない磯遊びをしている者に暴力的な文句や排除をしないよう、通知・協力を要請したいと強く思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。早々

196	<p>はじめまして先日子供達と一緒に海に潜っていたところ小さい漁船が近づいてきて、危ないと思って離れたのですが、何故か追ってきました。近くに寄ってきて何をしているだ！と怒声を浴びせられ、「両手を上げてみる！」と言われました。当方子供の一緒にシュノーケリングをしていただけなのに、漁師の横暴さ暴力的な雰囲気にはびっくりしました。海は自由なはずなのに潜って遊んではいけないのでしょうか？海は漁師のものですか？海で遊ぶことを規制したりするのはやめてください。長崎県は漁師への教育をしっかりとってください。泳いでいるのにむやみに船が近づいてきて怒声を浴びせるとか論外ですし、そもそも危険です。よろしくお願いします。</p>
197	<p>魚突きできなくなるのはとても悲しいです。いつかは長崎で魚突きをしてみたいと思っていたので、今回どうにか違う形でのルールで魚突きが禁止にならないことを願います。</p>
198	<p>日頃より遊漁としてスピアフィッシングを行う1個人として意見を述べます。意見は3点です。(1) 本改正におけるゴムの使用禁止は遊漁の文化・権利を脅かすものであり、賛同できない。(2) 改正に至るプロセスが不透明であり、改正の条文を作成する前に、広く意見を求めるべきである。(3) 条文内にゴム等の発射装置への規制を明記することがトラブル解決につながるか懐疑的である。上記3点について、順に述べさせていただきます(1) 本改正におけるゴムの使用禁止は遊漁者の文化・権利を脅かすものであり、賛同できない。本意見は明記する・しないを問う本改正の意図とは少しずれると思いますが、ご一考を頂けますと幸いです。既知の事と思いますが、日本では古くより遊漁として魚をヤス・もりで採取する文化があります。勿論、仕事としての漁業とは異なり、娯楽ではありますが、それは立派な文化です。今回の改正はその文化を弱体化させるものであると私は考えます。改正ではやすの禁止ではなく、制限をすることで遊漁側にも一定の権利を補償するよう見えますが、実際のスピアフィッシングの方法、道具を少しでも調べていただければゴムの無いやすで魚を突くことがどれだけ困難か理解できると思います。次の意見にも述べますが、遊漁側にも一定のご理解を頂ければ助かります。(2) 改正に至るプロセスが不透明であり、改正の条文を作成する前に、広く意見を求めるべきである。本改正に至る前に、両者の意見を聞く場は設けられていますか？立場の異なる2者間でのトラブルを解決する上では、両者の意見を広く求め、その中で改善案を提示するべきだと考えます。改正案を見る限りでは、両者の意見を踏まえた条文改正とは思いませんでした。遊漁であるスピアフィッシングにおいて、誰に意見を求めるべきなのか、難しい判断とは思いますが、公聴会などの手段はあったのではないのでしょうか？また、本パブリックコメントは長崎県民向けで行われていますが、県内で操業する漁業とは異なり、遊漁の場合は他県の方も利用をします。それであれば他県民を含めて意見を求めるべきではないのでしょうか。長崎県の規則なので仕方ない側面もあると思いますが、長崎の海を愛する他県民としては蔑ろにされているようで悲しく思います。(3) 条文内にゴム等の発射装置への規制を明記することがトラブル解決につながるか懐疑的である。改正の背景として、漁業者と遊漁者間でのトラブルが複数回起こっており問題解決のために条文を改定されるのだと認識しています。トラブルの回避のために日頃ご尽力され、規則を改正をされたいという長崎県の意向についても理解が出来るところですが、このトラブルというのはどのような内容を指すのでしょうか。ゴムがついている、ついていない、というトラブルが多いのですか？ゴムを禁止したとして、ゴムの無いやすを持って海に入ればトラブルは回避されるのでしょうか？本改正が漁業者とのトラブルの解決・解消につながるとはどうしても思えません。トラブル防止を目的とした改正を行うのであれば、背景となったトラブルの内容を明示し、広く理解を求めるべきではないのでしょうか？</p>
199	<p>私はいつも広島県の海で潜っています。最近海水浴場に行っても竹ヤスを持った子供は少なくないです。自分たちはウェットスーツを着て、長いもりを持ってまるで密漁者です。ですが、とれる魚の数も少なく、人が泳いでとるのでたいしたことないです。反対です。ゴム付きもりを使わせてください。自分は親父と兄と海で竹ヤスゴム付で魚突いていました。子供とみたいです。自分でとってBBQしてゴミはちゃんと持ち帰ります。禁止より海を大切に使うマナーが大切だと思います。人が海で遊ばなくなったら悲しいです。</p>